

プロフィール

木村 晋介 氏 (きむら しんすけ)

1945年 長崎生まれ

1967年 中央大学卒業

1970年 弁護士開業

木村晋介法律事務所所長

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事

日本カンボジア法律家の会代表

東京商工会議所倒産防止特別相談事業専門スタッフ

《その他》

サリン事件共助基金運営副委員長

リカバリー・サポート・センター理事長

大学在学中は、作家の椎名誠らと同じ下宿で共同生活を送る。
消費者問題、犯罪被害者救済、プライバシー問題などに深く関わり
著作やテレビ・ラジオ出演など幅広く活動。
最近ではカンボジアの弁護士養成のための国際協力に力をいれている。

近 著 「遺言状を書いてみる」 ちくま新書

「キムラ弁護士の友情原論」 角川文庫

「これも男の人生だ」 本の雑誌社 共著

「新消費者取引判例ガイド」 有斐閣

主な著書 「二十歳の法律ガイド」 有斐閣 共著

「六十歳の法律ガイド」 有斐閣 共著

「裁判がよく分かる本」 廣済堂出版 監修

「僕の考えた死の準備」 法研

「ところで、人権です」 岩波ブックレット 共著

「キムラ弁護士が駆けてゆく」 角川文庫

「キムラ弁護士がうさぎ跳び」 角川文庫

「長崎ルパン物語」 角川文庫

「見はてぬ夢にサイドアタック」 筑摩書房 対談集

「八丈島のロックンロール」 筑摩書房

「竹林からかぐや姫」 筑摩書房

「夜の法律相談」 廣済堂出版

「ネコのために遺言を書くとすれば」 本の雑誌社

連載など 「キムラ弁護士のとまどい日記」 本の雑誌社

「快読のススメ」 日経ベンチャー (日経BP社)

プロフィール

田島 泰彦 氏 (たじま やすひこ)

1952年 埼玉県秩父生まれ

1975年 上智大学法学部卒業

1983年 早稲田大学大学院法学研究科博士課程単位取得満期退学

憲法・メディア法専攻

神奈川大学短期大学部教授などを経て、99年より上智大学文学部新聞学科教授

放送と人権等権利に関する委員会（BRC）委員（2003年3月まで）

毎日新聞「開かれた新聞」委員会委員

藤沢市情報公開審査会委員・川崎市公文書公開審議会委員なども務める。

著 書 『人権か表現の自由か』 日本評論社

『個人情報保護法と人権』 編著 明石書店

『報道の自由と人権救済』 共編著 明石書店

『現代メディアと法』 共編著 三省堂

『情報公開法』 共編著 三省堂

『少年事件報道と法』 共編著 日本評論社

『新版・報道される側の人権』 共編著 明石書店など。

プロフィール

渡邊 澄子 氏 (わたなべ すみこ)

大東文化大学名誉教授

日本女子大学文学部国文科、同大学院文学研究科修士課程終了。

高校教諭を経て昭和学院短大助教授から本学へ（この間、社会事業大学、実践女子短大、日本女子大学の非常勤講師）

日本近代文学会（理事・運営委員長）、昭和文学会（幹事）、他に日本近代文学館（評議員）

日本文学協会・女性学会・日本文藝家協会会員

単 著 『野上彌生子研究』『野上彌生子の文学』『女々しい漱石、雄々しい鷗外』

『日本近代女性文学論』『評伝 与謝野晶子』『青鞥の女・尾竹紅吉伝』

編 著 『近代文学』『現代文学』『近代の詩・短歌・俳句』『短篇 女性文学 近代』

『短篇 女性文学 現代』『現代女性文学辞典』『樋口一葉を読みなおす』

『「青鞥」を読む』『女性文学を学ぶ人のために』『買売春と日本文学』

『短篇 女性文学 近代（続編）』

論 文 漱石・鷗外・高村光太郎・正岡子規・徳田秋声・岩野泡鳴・島尾敏雄・李恢成
大岡昇平・井上光晴他の外、明治以降現在までの女性文学に関する論文多数。

その他に「再発見 明治・大正の女性作家」を『東京新聞』（夕刊）に2001年9～10月（33回）、02年1～3月（54回）連載しました。03年2月から連載（70回の予定）。

小松法学研究所長 これから法学研究所のシンポジウムを開催いたします。

私は、法学研究所の所長を務めております小松と申します。最初に一言ご挨拶を申し上げます。

この公開法律シンポジウムといいますのは、1回目は1991年にやりましたが、そのときには、当時非常に有名だったある有名人の婚約不履行事件というのがありまして、この事件に関してはその年の流行語になった言葉もありましたが、その事件を取り上げて、その年の12月に1回目のシンポジウムを開きました。それから毎年、その年の注目を集めた事件を取り上げてそのテーマに最もふさわしい研究者や関係の方々をお招きしてシンポジウムを開いてきております。今回で12回目になりましたが、この間11回、今日お見えの木村先生に司会をお願いしてまいりました。それから渡邊先生には、4回目に1度、当時は肩書がちょっと違っていて、現役の教授でいらしたときにおいで願いました。

今回のテーマにつきましては、田島先生が憲法・メディア法のご専門で、このテーマについて多くの機会にご発言なさっていらっしゃいますので、ぜひということをお願い申し上げました。3先生、お忙しいところをどうもありがとうございます。

そういうことで企画いたしました。進める手順といたしましては、3人の先生方に最初に基本的なお話をいただきまして、それからフロアのほうと質疑討論という形で進めていきたいと思っております。

今年も、例によりまして木村先生に司会をお願い致しました。木村先生、どうぞよろしくお願いたします。

お集まりの皆様もどうぞ最後までご参加いただきたいと思います。

木村 皆さん、こんにちは。12回目でしたね。11回登板しております。よろしくお願いたします。

柳美里さんという芥川賞作家がいらっしゃいますが、その柳さんがまだ芥川賞を取られる前、1994年の秋に『新潮』という文芸雑誌に載せた「石に泳ぐ魚」という小説がありまして、この小説の主人公は柳さん自身ですが、準主人公になっている柳さんの友達が出てくるのですが、その友達は、皆さんにお配りした資料の判決の中ではAという名前が出ていますが、このAさんとの交遊関係が小説の中に出てくるわけです。

Aさんには顔に大きな腫瘍があります。大変特殊な病気なのです。その判決文の中にも難しい病名が書いてありますが、非常に治りにくい病気で、Aさんはそういう特殊な腫瘍を持った女性です。この小説には彼女の顔にある病気、その治療歴、今まで何回治療してきたか、非常に治りにくい病気だということ、その人の国籍、卒業した大学、日本に来て現在在学している大学、大学のどの科に所属しているか、その科は10人以下ぐらいしか学生は所属していないのですが、そういう細かい情報まで書き込んで、かなりショッキングな描写をしています。それからその人のお父さんの過去の経歴等々、そういう人の輪郭にかかわるかなり重要な情報をそのまま小説の中に書いてしまった。そして彼女について、また、実際に起こったことと違うことも、例えばある新興宗教の団体に入ってお金をせびったとか、これは事実と違うのですが、事実であることもないことも書いてある。

Aさんは、こんな風にAさんのことが書きこまれていることを出版後になって知って彼女は本当に驚き傷ついたので。弁護士から、この小説がさら単行本化されるかもしれないと

知らされました。この小説は、柳さんの処女小説です。それまでは戯曲の作家としては知られていましたし、賞も取っていましたが、小説家としては初めて書いた小説だったわけです。新潮社としてはぜひ単行本としたいということになりました。

その単行本にすることについて裁判での差し止めに求めて仮処分という手続を取ります。

裁判をやるのはどうしても年月がかかりますので、その年月がかかっている間に本が出てしまいますと、本人の名誉とかプライバシーとかそういうものが傷つけられてしまいます。こういうものは一度傷つけられてしまったら回復出来ない。そこで出版されてしまう前につまり裁判をやる前に、裁判所に保証金を積んで出版を差し止めておこうという仮処分手続を取りました。きちっとした法廷での証拠調べがやられない場合が多い訳ですが、今回の仮処分も、お互いが出してきたペーパーの資料だけで裁判官が判断するという即断即決の手続でした。

この手続の中では結論が出ませんでした。柳さんのほうが、このままでは単行本は出さない、出すとしたらこういうふうに変えて出します、というふうに裁判所に改訂版を提出したからです。原告のAさんは、それならば仮処分の申請は取り下げますと取り下げました。さて今度、改訂版について出されることは許されるのかどうか、もう既に『新潮』という雑誌で出してしまった小説が彼女に与えた精神的な苦痛についての損害賠償が認められるかどうか、ということで本裁判が起されました。

裁判の途中で柳美里さんが、いや、改訂版ではなくて、元の『新潮』の9月号に載せたままのものを自分は実は出したいのだ、ということを使い始めましたので、『新潮』9月号のままの単行本の出版が許されるかどうか、それから改訂版での出版が許されるかどうか、損害賠償が認められるか、その三つが裁判で争われることになったわけです。

一審、二審の経過については、後から皆さんに『法学セミナー』の1月号の50ページと51ページをコピーしてお出ししてありますが、その中に述べられています。簡単にまとめますと、一審では、『新潮』9月号に載せられた原作品のままの出版については、改訂版で出すことを約束したのだから改訂版でなければ出してはいけないということで、改訂版についての差し止めは認めませんでした。そして、9月号の原作品のままの出版については、「一旦改定することを約束したのだから、そのまま出してはいけない」という理由で差し止めを認めました。そして、130万円の損害賠償を認めたわけです。

この一審判決では「改訂版で出す」ということについては柳さんのほうが勝っていて、Aさんは控訴をしませんでしたので改訂版での出版はみとめられることになりました。しかし、柳さんの方は、「原作品のまま出したい」ということでしたので、柳さんが控訴したので二審の高等裁判所で争われました。

二審の高裁の判決は、一審とは全然違った理由で差し止めを認めました。人のプライバシー、名誉、名誉感情、これは要するに、「おまえはバカだ」と言ったときに、言われたほうは非常にくやしい思いをしますね。例えば女性が「ブス！」と言われたら、非常にいやな思いをしますね。人の名誉とかそういうのとは違うのですが、内心を傷つけるような、自分のプライドを傷つけるような行為のことを「名誉感情を害する行為」、「侮辱」とも言いますが、名誉とかプライバシーとか名誉感情、プライド、そういうものを傷つけられないという人格権というものが一人ひとりにはある、一つ一つ持っているのだ、それに基づいて原

作品のままでの出版は差し止めるという判決でした。また同時に、損害賠償については、130万円というのは実際には安過ぎるのだけれども、しかし原告の女性が控訴していないので一審のまま130万円を認めましょう、という判断を下しました。

そして舞台は最高裁に移されました。そしてこの9月24日に最高裁判所の第三小法廷で下った断判は高裁の判決を基本的に支持するというつまり、人格権を侵害する小説の出版を差し止めるという初めてのものだったわけです。

以上が大体事件の概要ですが、これについてちょっとわからないという方がいたら、手を挙げてください。

よろしいですか。ちょっと複雑なところはありますが、最高裁の判断は、結局は、名誉、プライバシーとか名誉権とか、プライドを守る権利といいますか、そういうものに基づいて差し止めが認められるかどうかについて判断をくださったものなのです。しかも小説の差し止めが認められるかどうかということについては、今まで最高裁の判断にはありませんでした。プライバシー、人格権に基づいてこれを著しく傷つけることが認められる原著作のままでの出版は差し止める、損害賠償も認められる、そういう判断をした高裁の判断をこのままこれでオーケーだよと言ったわけです。

これについて判決が出た後もたくさんいろいろな意見が新聞などを賑わせたわけですが、特にその中でも、法学者、特にメディアの「報道の自由」といいますか「表現の自由」について強い関心を寄せて常に問題を提起しておられた田島さんがいろいろなところで発言されたものを、資料にしてお配りしてあります。その田島先生から、最初にこの判決についての批判的な見地からの意見を話していただきたいと思います。

田島 田島です。よろしくお願いします。

木村さんとは、いろいろな問題でおつき合いさせていただきまして、今回の裁判でも勉強会におじゃまさせていただきまして、原告側の弁護団はすごいメンバーでして、今の日本のこの種の問題で最高の人材を集めた顔振れですね。その勉強会に出させていただいて、意見は全然違うのですが、違う意見を非常に尊重していただいて、いろいろな議論をやりました。それが大事なのですね。この種の問題は、異なった意見、違った評価で議論をやり合う。しかも、ことは「表現の自由」という問題にかかわってくる。あるいは、文学というものに対して裁判所のような国家権力がどこまで介入されていくか、大問題ですね。ですから、自由闊達にいろいろな議論をするということは、今後のいろいろなあり方を考えていく上で非常に大事だと思います。そういう議論をしてきました。

私自身どんなことを考えているのかというのは、資料の半ばぐらいに新聞記事が二つ載ってまして、左側が今回の最高裁判決が出た後に私が毎日新聞の「発言席」に書いた文です。右側が、東京高裁の判決が出たときに毎日新聞の夕刊に書いたものです。話し言葉で不正確なことをもしかしたら少し言うかもしれませんが、後でこういうものを見て補っていただけたらと思います。

木村さんとは、先ほど紹介された『法学セミナー』という雑誌の1月号で、特集「柳美里『石に泳ぐ魚』最高裁判決の検討」というので、私が司会役で、原告側から木村弁護士、作家の立場からということで三田誠広さんに来ていただいて議論をした記録が載せられております。私自身はこの議論は文学者の意見も聞けて勉強になった座談会だったのですが、ぜひこ

れも後で機会があったら見ておいていただけたらと思います。

全部言うとも時間も長くなりますし、議論するというのが大事だと思いますので、最初の発言としては、今度の最高裁の判決を見て私がどのようなことを感じたかということをお話しして、個別的ないろいろな論点、先ほど木村さんから非常に的確に整理していただきましたけれども、個別的ないろいろな論点がありますが、最初は個別の問題に入らないでということにしたいと思います。

最高裁の判決ですが、法律を学ぶ学生はぜひ、卒業するまでに判決文を一度は、読んだ方もおられるかと思いますが、一生懸命読んでいただきたい。最高裁の今回の判決は、資料集の最後に載せられています。こんなものなのですね。これはウェブでも最高裁のホームページに出ていますので、そちらからも見られます。

これを、どう思われますか。この問題でこれだけの判決。これを見て「長いな」と言う人はおそろくないと思います。現に、この裁判、すなわち一番大きな論点は、小説という創作的な作品に対して果たして裁判所が差し止めという措置、出版をやめろという命令を裁判所（国家権力）が命じることができるかどうか最大の争点だったのです。先ほど木村さんをご説明のように、これまでこの問題についての最高裁の判断は出てこなかったのです。ことは「表現の自由」、憲法21条、我々の民主主義的な社会を成り立たせている一番大事な自由の一つとしていいと思います。

今の北朝鮮にかかわるいろいろな問題は、皆さんは毎日テレビを見ていると思いますが、どんなことを学生たちが感じるのでしょうか。僕のゼミでもそういう議論や調査、勉強をしています。おそろくあれを見て、「表現の自由」がない国での生活や暮らしの一端が想像できるのではないのでしょうか。自由にもものが言えない。自由にもものを言うと、強制収容所か何かに入れられちゃうわけですね。それはしかし、今の北朝鮮を見てるとひどい国だと思いますが、我々の国だって、私は幸いそういう経験はしていませんが、ちょっと前までは、例えば軍部の批判をやったり戦争の批判をすると、連れていかれて取り調べを受けて牢屋に閉じ込めちゃうという時代もあったのですね。いずれにせよ、自由にもものが書けるかどうか、そういう「表現の自由」という問題にかかわっての事案なのですね。それについてこれだけの判決が出てきた。

私がまず言いたのは、こんな大事な問題について、これだって紙ペラ1枚ですね。実際原判決は数ページですけども。実は、下級審の判決はもっとちゃんと議論しているのです。私が今日持ってきたのは東京高裁の控訴審の判決ですが、これはページ数で言っても80ページです。一番はもっと厚かったですね。

木村 もっと厚かったですね。

田島 要するに、この問題は、原告・被告双方、正面から主張が対立している。裁判所で争われるときは大体そうですね。しかも、ことは「表現の自由」、我々の民主的な社会の基本にかかわるような問題も問われている。これはよっぽどちゃんと議論して、一体どういふふう判断すべかということ、裁判所としては提示する必要がある。

最近、情報公開とのかかわりで説明責任（アカウントビリティ）という言葉が、情報公開法をつくったときに一気に普及しましたが、まさに裁判所は、判決という判断を通して、なぜそうなのか、対立している問題を、原告はこう言っている、被告はこう言っているけど、

双方の主張を斟酌して判断して裁判所としてはこう考える、それをていねいに十分に説明する責任が司法にはあるのだと思います。しかも驚くことに、よくこれを読んでみると、後でぜひ読んでいただきたいのですが、事実経過、事実の概要が前半です。その後、原審、すなわち東京高裁の判断の要約がかなりのスペースを取って書かれています。では最高裁の肉声はどこにあるのかというと、肉声は、今日の資料で言うと、最後の下から8行目から始まるのです。そこまでは東京高裁の判断の要約なのです。もちろん要約にも要約した人の考え方や立場が出ますから、広い意味ではそれは最高裁の判断と言っているのですが、しかし本当の肉声ではないです。わずかに肉声として聞こえてくるのは、最後の数行、10行に満たないところなのです。

私がまず言いたいことは、こんな大事な問題であるにもかかわらず、最高裁は独自の自分の意見をきちんとていねいに説明するという説明責任を果たすことを全くしなかった。一方で、東京高裁の判断に全面的に依拠する。最後にちよこつと数行、そのような東京高裁が考えた判断は憲法21条に違反するものではない、過去の最高裁の判断に照らして違反するものではないということを言ったにすぎない、こういうことなのです。私は、中身自体よりも、これだけ大事な問題がこんな形で最終的に処理されてしまっているのか。もうこれでおしまいなわけですね、法的に争う最後の段階ですから。もう少しきちんとした独自の最高裁としての判断を加えることが、どこから見ても必要だったのではないかと。はっきり言って、私は最高裁というところの見識を疑わざるを得ないと思いました。

しかも、先ほど木村さんに説明していただいたように、差し止めをなぜ認めるかということについて、東京地裁と東京高裁で、両方とも差し止めを認めたのですが、理由が全く違うわけですね。東京高裁は、東京地裁の判断を覆して違う理由で差し止めを認めたわけですね。差し止めという問題について、下級審で真っ二つに意見が違うわけですね。だったら最高裁はどうなのだ。これは、そこだけとらえても、独自の判断をきちんと加えることが絶対に必要だったわけですね。しかし、それをしていない。これがまず第一です。

第二に、東京高裁が差し止めを認めた。それから人格権の侵害、名誉、プライバシー、侮辱、これを認定して損害賠償を命じた。これは過去の最高裁の判例に照らして憲法21条に違反しない、こういう判断を最後のところでやっているわけですね。すなわち最高裁は、自分がかつて下した判断を引き合いに出して、東京高裁が行った判断は妥当であるという説明をしているわけですね。2番目に私が今言っておきたいのは、そこで過去の自分の判例を持ち出した説明が正当かということを描いておきたいと思っています。

これは専門の領域に入りますが、法律を勉強している学生であれば十分考えることができるとは思います。そこでは、「北方ジャーナル」事件という事件の過去の最高裁判決と、「夕刊和歌山時事」事件の最高裁判決、この二つが援用あるいは引用されています。この二つの事件は、詳しい話はしません。先ほど配った資料に少し説明があるかもしれませんが、ここで言いたいのは、この二つの事件ともどういう特徴があるかということ、二つ特徴があります。一つは、いずれも事実の報道が問題になった事案である。両方の事件ともどんな言論が問題になったかということ、報道が問われたわけですね。事実の報道が問題になった。第二に、どんな権利侵害がそこで問題にされたかということ、これは両方とも、名誉権の侵害、名誉毀損事件なのです。それについての最高裁の判断です。

さて、それでは今回の柳美里さんの事件はどんな事件だったのでしょうか。

まず、柳美里さんの問題にされたものは、「表現のエチカ」というエッセーも同時に問題にされていますが、主として問題にされたのは「石に泳ぐ魚」という作品です。これは事実報道の結果ではありません。小説、専門家は私小説という分類の仕方をするのでしようけれども、これは小説という創作表現ということになります。事実報道と小説というのは、もちろん共通するところもあるかもしれませんが、これは表現の形式としては異なるものと理解するのが普通ですね。それから、権利侵害で何が問題になったのか。名誉毀損というの、今回、問題の一つであります。しかし、非常に大きなウエートを占めている問題は、プライバシーの侵害という問題だったのですね、実は。広く「人格権」というくくり方をすればそれには入りますけれども、法律を勉強した人であれば、名誉毀損という権利侵害とプライバシーの権利侵害はかなり違うというのがわかりますね。いろいろな意味で違いがあります。法理として同じではないわけです。別の法理が今までも立てられてきたわけです。ということは、「石に泳ぐ魚」という小説表現が問題になり、かつそこでの権利侵害は、単に名誉毀損だけではなくて、プライバシー侵害というそれとは性質を異にする重大な権利の侵害が大きなウエートを占めている。そういう事案なのです。

そういう過去に問題にされていなかった問題に対処するのに、先ほどの二つの判例を持ち出して説明するというのがどこまで妥当であり、説得力を持ち得るのか。私は根本的に疑問を持っています。すなわち、最高裁が持ち出した過去の先例というのは、今回の事案を説明するのに、その先例としての価値がどこまであるのかというのが非常に疑わしい事案ではないかと思うわけです。

そういう意味で、差し当たり私が言っておきたいのは、独自のちゃんとした判断をすべきなのに、それをしていない。しかも、持ち出してきた判断が、かなり筋違いの先例を持ち出して説明をしているということになるのではないか。いずれも、法の番人として最後の判断をする最高裁としてはあまりにもお粗末ではないかということです。それを最初に言っておきたいと思います。

木村 それでは、私は、原告側の代理人、モデルにされた女性のほうの代理人としてこの裁判にかかわりましたので、その関係で補足的に意見を申し上げます。

今、田島さんが述べられた、最高裁が高裁の判断だけをまるのみにして、最後に数行加えただけで判断を出してしまったという点はそのとおりです。それから、本件は名誉毀損とプライバシーの複合したケースです。名誉毀損というのは、世の中が持っているその人の評価、これは虚名でもいいのですが、その人の評価を、下げちゃうということです。一方プライバシーというのは、その人の評価とは関係なくて、その人が外に知られたくないことを暴露しちゃうということです。この二つは根本的に違うのです。

例えば、田島先生が非常に女好きで、奥さんがいるのにあっちこっちに愛人をつくっているというふうには言え、これが仮に本当だったとしても、そのことはみんなが知らないことです。そういうことを言えば田島先生の社会的評価は落ちてしまいます。仮にそれは事実であっても、これは原則として許されないというのが名誉毀損という考え方です。ただし、田島先生は新聞に名前がこんなでかど載っていますし、公的に社会的な立場の高い人だから、そういう人については淫らな私生活をしていることも暴露していいんじゃないか、そ

うということが裁判所では大体争われるわけです、公の立場の人については、「北方ジャーナル」の事件でも、そういうことが問題になっている。

ところが、そうではなくて、今言った女性関係があるかどうかということは私生活上の問題でもありますね。プライバシーも確かに関係しているわけですが、例えば田島先生がどこの宗教に属しているとか、田島先生の奥さんがどこのパーマ屋さんに行っているとか、田島さんのお子さんがどこの通路を歩いて学校に行っているかというようなことは、仮にそれを発表しても、おそらく先生の社会的評価は落ちないと思う。ですけれども、そんなことを発表されるのはいやですよ。著名な人の子どもの学校がどこで、通道はどこで、家がどこでなんて書かれたら、子どもが誘拐されちゃうかもしれないじゃないですか。そういうふうにして人に知られたくないことを書く、それが世の中での評価を下げるか下げないかということは全然関係なくプライバシーというのは成立するわけです。そういうふうに、名誉の問題とプライバシーの問題は違うのです。

名誉毀損のことについて論じた「北方ジャーナル」やそういう判決を引いてきて判断をしてしまったという点で、非常に舌足らずだという点については、私も実は、原告の弁護士でありながら、困ったことだと思っているわけです。もう少し最高裁として独自の肉声が聞き取れたという意味では、私もほとんど同意です。

ただ、判断の結果としては、妥当な結果だったのではないだろうかと思っているわけです。

そう思っている一番大きな理由は、小説ですから「表現の自由」の中で言いますと、「報道の自由」と小説での「表現の自由」とは違うのだということを田島先生はおっしゃいましたが、おっしゃる通り私も違うと思います。

「報道の自由」というのは、どういう自由があって、どういう制約があるかと考えると、典型的な場合で考えると、まず正確に事実即して書かなければいけないという制約を負っているわけです。逆に、正確な事実さえ書いていけば、事実を書いても許されるのだという自由を持っているわけです。「報道の自由」というのは、基本的に事実の内容さえ正しければ自由に報道してよろしいという性質のものです。制約が事実、自由度も事実というものに依拠しているわけです。

ところが小説というものは、それとは違って、これは典型的な小説の場合ですよ、伝記小説とかそういうのは違うと思いますが、普通の創作的な小説は、まず事実即して書く必要はない。全くの自分の空想の世界を書いてよろしいという大きな自由を持っているわけです。だけれども、逆に制約としては、ある人にかかわること、その人が誰だかわかる形で小説の中に取り込んで、それをそのまま書いてしまったときに、読んだ人が、これはあいつのことだな、このモデルはあいつだなと思って、その人の名誉が下がってしまったり、あるいはその人の表に出されたくないことがさらされてしまうということは、してはいけない。そういう制約がある。

制約と自由というのが両方にあるのですが、方向が大分違うのです。小説の場合には、事実と全然離れて構わない。そのかわり、事実即しすぎていると、今度は逆にプライバシーとか名誉とかそういうことに触れてくる問題が生じてくる。そういうことがあるわけで、できるだけ人のプライバシーとか名誉にかかわることを書く場合には、生のモデルと小説の中で書かれている人間とがどっかでしっかり切断できるように書かなければならない。この

人は確かにあの人をモデルにはしているのだけど、これは小説のことなので、きっとここで書かれていることはフィクションだな、とわかるように書かなければいけないだろうというのが、一審、二審、最高裁を通じて裁判所の考え方の中で貫かれていることだろうと思います。その意味で、この小説は、さっきも言いましたように、本人の持っている特殊な属性、特殊なキャラクターを小説の中にそのまま取り込んでしまって、その事実をたどっていくと、世界でたった一人その人しかいない、この人に間違いないということが特定できるように書いている。それは、確かに実名こそ使っていないけれども、その人の住所とか、勤め先とか、そういうのを書いたのと同じことになってしまうのではないか。そうだとしたら、本人が傷つかないように書かないと名誉毀損とかプライバシーに当たってしまうのだと。そういうことを言っている限りにおいては正しい判断だと思います。

ただ、そういうことを最高裁の判決を書くにあたって説明が不十分だったということは、僕も非常に残念だと思っています。『法学セミナー』の座談会を後で読んでいただくとわかるのですが、田島先生が「この判決の中には『表現の自由』という言葉がほとんど使われていない」と。全くそうなのですね。「表現の自由」という言葉を後で見たいのですが、1回ぐらい使われていますか。ほとんど使われていない。

前の「北方ジャーナル」事件、これは地方の、裏情報ばかり書いているような、そういう新聞ですよ。有名なブラックジャーナルなんだね、「北方ジャーナル」というのは。今までいっぱい損害賠償も食らっているし、差し止めも食らっているわけ。そういう新聞がものすごいひどいことを書いているのです。選挙に立候補した人に対して、嘘とハッタリとカンニングが巧みだとか、天性のうそつきだとか、クラブのホステスをしていた新しい女を得るために罪もない妻を卑劣な手段を用いて離別し自殺させたとか、すごいですよ、書いてあることが。極端な人気取り政策を無計画に進めて、利権漁りを巧みにやって、特定の業者と癒着して私服を肥やし、汚職を蔓延せしめ……、そういうようなむちゃくちゃなことを書いているのです。それが全く事実じゃないんです。「北方ジャーナル」の事件では、最高裁の判決では、「表現の自由」というのはすごく大事だということを強調に強調をした上で、判決でこの差し止めを認めているのです。

田島さんの言葉があったので、僕も「表現の自由」という言葉が何回この北方ジャーナル事件の判決の中に出てきているか数えてみました。そうしたら、判決後、全員一致の理由の中だけで9回出てきます。それ以外に、3人の裁判官が補足意見というのを書いています。3人の裁判官の補足意見もすごく長くて、その中にはたくさん「表現の自由」という言葉が出てきています。そんなに大事なものだから簡単に仮処分を出してはいけないのだ、出してはいけないのだけれども、この場合はやむを得ず出すのだということを、一生懸命、裁判官が肉声で叫んでいるわけです。

その叫びが今回の柳美里小説のこの最高裁判決の場合にはなかったというところに、物足りなかったなという思いは、田島先生と一緒に感じているのです。結論自体は、先ほど言ったように、私小説といえども、小説だからこそやはり創作をしていくべきであって、友達のことをそのまま誰だかわかるように書いて、その人の迷惑やプライバシーにかかることをそのまま書いたら、これは問題にならざるを得ないなという点では、説得力は持っていると思います。ただ、それが肉声で語られていないというのが本当に残念だし、今までなかっ

た新しい判断だったのに、こんな薄っぺらな判断であったということは、確かに田島先生がおっしゃるとおりだなと思っております。

以上、私の意見は終えまして、文学の立場から果たしてこの判決はどんなふうに読まれたのだろうかということを、渡辺先生にお話をさせていただきます。

渡邊 渡邊澄子でございます。私は文学研究者です。文学研究者ならば法ということに無知蒙昧であっていいとは露思いませんが、事実としてよくわかりません。今、お二方のご意見をうかがっていてもよく分からないところが多々ありました。法学部の方々のご不満を買うかも知れませんが、私はこの問題を文学研究者の立場から申し上げさせていただきます。短い時間ですので細かくは申し上げられないと思いましたが、レジュメを用意しました。後で、お暇、ご興味がおありでしたら覗いてみてください。

まず始めに私の基本的立場を明確に申し上げておきます。「言論の自由」が侵されてはならないということです。文学を特権化するつもりは毛頭ありませんが、文学作品に国家権力の介入は絶対に許すことはできないという立場に立っています。皆さんもよくご存じと思いますが、明治43年の大逆事件、戦後の松川事件もですが、関東大震災時の社会主義者や朝鮮人に対してなされた法外な弾圧事件、無政府主義者だったということで何かしていたというのではなく、歩いていただけの大杉栄とその妻伊藤野枝、大杉の甥の少年が甘粕憲兵につかまって即刻扼殺された事件、15年戦争下での思想弾圧の凄まじさは小林多喜二に象徴的ですが、多くの方が些細なことで検挙拘留、入獄の憂き目にあい、反体制組織にいた人たちは拷問によって殺された人も決して少なくはありませんでした。多喜二は身体中5寸釘を打ち込まれて全身紫色に変色してふくれあがっていて、人間はこうも変わり得るものかと絶句されたほどだったそうです。現在でも、犯罪容疑者に対する取り調べには人間の尊厳が冒されるような事態は絶無ではないようですが、被疑者の人権が正当に認められていないからでしょう。人間としての尊厳、人権を侵すものには断固立ち向かっていかねばならない、というのが私の基本的理念です。

以上、私の基本的立場を明確にさせていただいた上で「石に泳ぐ魚」について少しお話しさせていただきます。時間の都合上、ほんの要点のみになると思いますがレジュメをご参照くださいまして補ってください。柳美里はまだ34歳ですが私が目にしただけでも文庫をいれて20冊を越すほどの著書をもつ流行作家です。驚きますが、編集者を私事にまで使ってしまうほど〈えらい〉作家になっているらしいです。たまたま私は筑紫哲也(?)の夜のニュース番組で彼女の登場を2度見ました。そこで語っていたことと作品に書かれていることはまったく同じでした。今風に言えば〈不倫〉、妻子のある男性との間の子を生むにあたって、以前、長年同棲していて(この作品の年立てから推測しますと16か17歳からこの時点までで8年間ということになります)、何時からかは分かりませんがその後暫く離れていたらしいのですが、すでに高齢になっていて癌におかされている元演出家の東由多加との共生生活を画面で紹介しながらの談話でした。生まれてくる子を日本籍にするために胎児認定をやっとしてもらった、などとも話していて、そういうことのあることを私は初めて知ったということもありますが、『命』にはそのことも書かれていて、作者自身が書きもし言いもしていることですが、少なくとも現時点までの柳美里はまさに私小説作家です。この作品についても問題になっている女性を友人と明言しています。『水辺のゆりかご』には自家のおじいさんからの系図

を自身の写真何葉もと併せて載せていますが、『NOW and THEN』においてもその他でも、自己の肖像を宣伝に多用しています。書店の店頭にも彼女の肖像がクローズアップされた、100万部突破などと詠ったポスターが目立つところに何枚も貼られ下げられていて、名前と顔が宣伝具として活用されています。利用、活用のされ方に当人はむしろ意欲的であるようにも思えます。そのことを批判するつもりはありません。作品の中身に入りましょう。

柳美里文学に触れるには在日という決定的前提条件がつきまといまいます。在日と言う言葉を発音するとき、多くの日本人の心の奥に罪障感というか、良心的呵責というか、辛さ、心の傷みがたゆたいます。1945年8月15日までの日本帝国主義支配による40年間にわたって日本国が与えた苦しみということ、加えて1950年6月25日の朝鮮戦争による南北分断という異常な歳月の92年間を在日の人たちは生きてきているわけです。日本人には想像を絶した苦痛だと思えます。民族的苦難を背負ってそこを普遍的な人間の問題として掘り下げている優れた在日作家が何人もいます。その一人に李恢成がいます。私は彼と割合親しいのですが柳美里とも対談をしまして、少し苦言めいたことも言っています。李恢成は二世です。柳美里は密航してきた両親から生まれた自分は二世だと言っていますが、おじいさんも日本に逃げてきたことがあって、李恢成も言っているように彼の次男と同年齢の柳美里は時代的には三世に当たります。両者の〈生の苦難〉の实质は比較を越えて大きいと思えます。1935年生まれの李恢成は皇国少年につくられ、そこから脱して民族のアイデンティティを確立するために文字通り死闘します。朝鮮（韓国）の家父長制を批判し、暴力を振るう父のような朝鮮人にはなるまい、新しい朝鮮人を生きなければならぬと新しい朝鮮人像造型に向かって格闘してきているのです。柳美里の作品には父のそして弟の暴力場面が描かれますが、それを批判して新しい韓国（朝鮮）人像の造型という理念を打ち出しているようには読みとれません。

ほとんどの賞を総なめしたかの感をもつ急坂を一挙に登ってしまったかのような〈苦節十年〉とは無縁の、幸運と言え言える作家です。高校一年で退学、劇団に飛び込んで戯曲を書き、25歳で岸田国土戯曲賞を受賞し、その翌年に初めて小説にチャレンジしたのがこの「石に泳ぐ魚」です。続けて発表された「フルハウス」「もやし」は共に芥川賞候補となり、前者は野間文芸新人賞と泉鏡花文学賞を受賞してしまっていて、次の作「家族シネマ」で芥川賞を射止めています。何ともお見事です。これほどの榮譽を担える作品か、について私は疑問を持ちます。小粒なのです。芥川賞受賞作は自身でも語っているように家族の崩壊をテーマとした作品ですが、このテーマはもはや新鮮な問題ではありません。大庭みな子が1968年に「三匹の蟹」（芥川賞受賞）で書いていて、この方が文学的結晶度も問題の奥深さも高度です。『命』『魂』に描かれた柳美里自身とその子と東由多加の血の繋がりのない三人家族を「互いの命のために互いが必要」とした人間関係も既に富岡多恵子がナマな形ではなく、優れた文学に形象化しています。周りから攻め込むという方法ではなく、問題のこの作品について具体的に申し上げましょう。モデルにされた女性にとっては大変辛く酷なことになりますが、最高裁判決を受けて図書館が閲覧禁止措置をとったことは賛成できません。戦争下の言論弾圧が脳裡をよぎります。体制、戦争国策に批判的、反対の表現を圧殺した時代への逆戻りの危険性を招来しかねません。ジャーナリズムが国家権力による禁止処分や処罰を恐れ、先回りしてむしろ自己規制を強めてしまう状況をうみだしていたというのが戦時下の言論でした。そのような時代になったら大変です。その意味からもこの作品について考えてみる必要を感じま

す。出版差し止め判決に私は同調できません。研究する上で読むことは可能です。繰り返しますが、作者自身が何度も自分の小説が私小説であること、この作品に登場する当該女性は実在の友人がモデルで、〈困難に満ちた生をいかに生き抜くか〉を主題にしていると述べています。つまり、自分と顔面に目立つ腫瘍をもつ女性を並べて共に困難な生をどうしたら生き抜かれるか、そこにこの小説のレーゾンデートルをおいていると言いつけてきているのです。そして裁判の途中で改訂版にすると言ってそれを提出したらしいのですが（私は裁判そのものについてよく知りません）、それを撤回してあくまでもオリジナル版での出版をと主張したようです。私は、もしあくまでも出版するならばオリジナル版でだすべきだったと思います。ジャーナリズムは大事件として扱いましたので宣伝効果抜群だったでしょうが、改訂版は作者自身も語っているように改訂ではなく削除版です。どこが削除され、どこが改訂されたか主なる部分を研究上みてみましょう。

朴里花と名付けられた女性の出身校は有名大学の梨花女子大ですがそれを存在の有無不明の弘益大学に、陶芸専攻を彫刻専攻に、日本留学は芸大入学のためだったのを武蔵美に（ここは芸大と聞いた時の「すごいじゃない」が「いいじゃない」に書き換え）などに変更（改訂）されたことで、里花の位置が事実よりもレベル低下されています。次ぎに主要削除部分です。里花から私の顔をどう見てるのか言って、と言われた秀香（主人公。作者と等身大の人物）は、「里花の顔に貼りついている不気味な悲劇の仮面を視凝める。」この後、抽象的な表現の三行が追加され、「……顔の左側に大きな腫瘍ができていて……だから鼻も唇も右にひん曲がってる。」この後のト書き的五行はカットされていますが省略します。里花が、自分の顔の中には一匹の魚が棲んでいるって小さい頃から思ってたといい、「十二歳まで十三回手術して十三回死にかけたの」「今でも時々……この魚を切り取って殺してしまいたいって思うことがあるの」は削除されています。次が最もひどい問題の箇所です。里花の言葉は省略します。左頬に当てていた手を退けた里花の腫瘍について、とても私には発音しにくいのですが、研究論文のつもりで敢えて声に出しますが、「勃起する陽根を思わせる腫瘍は脈打ちながらみるみる怒張してゆく。そしてその腫瘍は眼の前にいる秀香を嘲笑って跳びはねる。（略）」この辺りカットされていますが省略します。手術したときの辛さを語る語り方を見る秀香の眼差しは「里花が唇を開く度に口の中にある氷柱のような腫瘍が動き出す。」と表現され、ストレッチャーに乗せられて手術室に運ばれる時「火葬場に入れられる死体そっくり（略）私、ほんとは……手術台の上で死にたいのかもしれない」、実は昨日、美容整形外科に行ってみたと、秀香を信頼しての打ち明けを聞いた秀香の表情は変わります。「怒りの発作が秀香を襲う。秀香は拳を固めて里花に迫る。／整形なんかしたら許さない。その顔が豊胸手術に失敗した乳房みたいになるなんて考えただけでぞっとする！」と。この秀香の反応はその前にカットされているところですが里花の腫瘍をしげしげと見て「酔ったようにぼうっと」している場面があります。ここをどう読み込むか、文学の問題ですが続く「今や里花の一切が気に食わず熱り立つ。」「（いわれのない復讐心からられて、百歳の老婆の嘎れ声で）」とありますので、この部分を分析しますと秀香という女性の人物論が展開できますが、そこに入り込みますと長くなりますので、今は飛ばします。「その蛞蝓がぶら下がっているみいたいな口でぴちゃぴちゃ食べてるのを見る度に鳥肌が立つんだよね。ほんとに気色悪くて、私いつもグエッと吐き気がしてるんだけどわからなかった？」「あんたの顔って太った蛆虫みたい。口は、そう

だな、蛸の吸盤ってとこか。それにしてもカラフルな痣だね。ナス色、緑色、真っ黄色。お母さんのお腹の中で誰かに顔を殴り飛ばされたんじゃないの。水死体みたい、そう水死体そっくり。(次第にうっとりとしてゆく) 海草や海月や小魚に食い潰された水死体の顔ってきつとそんな風だよ。鱗のような固い藤壺にびっしり覆われて……。／視界が霞んでくる。震える手で眼を擦り、再び眼をあけた時、里花はもういなくなっていた。」この描写、どうお感じになりますか。私は読むに堪えられませんでした。里花が居たたまれずに逃げ出したのも当然です。その後秀香こと「私」は図書館に行ってエレファント・マン病と闘った少女の記録を探しだし、図書館から帰る道すがら、帯に書かれていた著者の〈美の欠如がもたらす恐ろしい力が人生をいかに荒涼としたものにするか〉と言う言葉を吐き捨てようと立ち止まるとあります。

この部分より大分前の、一緒に歩いている場面での「擦れ違う人々は私たちをみると表情を変えた。猛々しい目付き、眉を顰め、眼を背け、無関心を装う顔。どの顔もその眼の中に秘密を宿している。ひりひりと身を刺す数え切れないほどの視線を浴びながら私は彼女の静まりかえった横顔を見た。そして目許のあたりの微かな痙攣から彼女の気持を押し測った。里花の頭の中にはどのような思いが匿まわれているのだろうか、知りたかった。」というところがありますがここは削除されず、里花の父が国際政治学を専門とする大学教員だったが北朝鮮の大学に講演に行き、その後韓国の大学で講演する予定だったのがスパイ容疑で捕まってしまったというところを、新聞社の特派員に変え、スパイ容疑を消しています。と、大体そのように判決直後に刊行された改訂版と称する本はなっています。

ある部分を取り出して作品云々するのは正しくありません。しかし、問題を分かりやすく短時間で述べなければならぬ以上、問題点を採り上げざるを得ません。繰り返しますが、この小説を含めて自身でも言っていることですし、他の作品と照合も可能なのですが私小説です。にもかかわらず、里花という梨花女子大出の芸大に留学しようとしている知的な女性を最後には新興宗教の帰依者まがいにして金をせびる人物にしてしまっていて、この最後の部分は作り話なのです。実在の友人がモデルと公言してこの結末の虚構は何故なのかは明白ではありません。ともあれ、「困難な生をいかに生き抜くか」をテーマとして、顔に障害を持った友人と心に障害を持った主人公との交流の物語だと柳美里は主張し、判決に対しては「痛恨の極み」、「表現の自由を著しく制限したもので慚愧にたえない」と激怒のコメントをしています。でも、私には困難な生をいかに生き抜くか、苦悩を共有した交流の物語とは読めません。たとえ小説であろうとも、いえ、文学だからこそ人間の問題として肯定できません。

柳美里は裁判進行中にも多くの著書を出しています。この作品の半分以上は「私」の事情です。まず、家庭。パチンコ店を職場とする釘師の父は高給取りですが給料を家計費にいれず賭け事の道楽に費消してしまい、なにかと暴力を振ります。母は生活のためにキムチを作って売りますがそれだけでは間に合わずキャバレーのホステスになり、つぎつぎと店の客と性関係をもつ女性です。両親が一緒だったときでも、何時帰宅したのも不明で、もう思春期を過ぎた子どもたちの目も頓着せずに昼過ぎても裸で抱き合って寝ているというような家庭です。そのあげく、母は妻子のいる客の一人と半同棲生活に入り、子どもたちは両親のもとに別れ別れになり、「私」は劇団で出会った演出家と同棲するようになっていきます。このこ

とは他の作品にもいやになるほど重複して書かれていますし、かなりの部分をテレビでも語っていました。演出家（後の作品では東由多加と実名で書いています）との関係を続けながらカメラマンとも関係をもっています。さらに、その男性の許にいくと心が休まるという後をつけていってその後しばしば訪れるようになる柿の木のある家の男という人もいます。そして、若い女性がここまで書くのかとうんざりするようなセックス描写が多いのです。繰り返して書かれているこのような家庭環境でこのような生活をしている「私」だから「困難な生」なのでしょう。そこが私には十分に納得できませんが、「私＝秀香」の「生の困難」さを懸命に理解しようとした上で、では、だから、里花の困難さを共有できていたというように書かれているのでしょうか。先程触れましたが、裁判中に書かれた『NOW and THEN』や、編集者からあなたの書くセックス描写はなかなかいい、自分は好きだ、どうですか、ポルノ小説を書いてみませんかと言われて書いたという説明をもつ『男』には、人間以外だったら木や砂漠の砂ならいいが「動物・昆虫は」いや、また、ひとりで読むのも気分よくありません。ましてや皆さんの前で声に出すのは大変ためらわれますが、「屹立した陰茎、ずぼんの上からでも陽根が勃起しているのがわかる。怒張した男根」とか、「もし私が乳癌になっておっぱいを取ったら、それでもセックスしたいと思う？」（これは乳癌のために乳房を切除した人に対する冒瀆です）、「私はいつも、もし顔に火傷したらあなたはどうかだろうか、なんて考えてるのよ」などという発言があり、裁判についても「なにかえんえんとつづく自分とは無関係な儀式につき合わされているんじゃないかと」ともありまして、友人の心をずたずたにしてしまったという認識はないようです。自分が大嫌いな昆虫（作中では蛞蝓、蛆虫とか蛸の吸盤など）に例えて吐き気がするとか、顔に火傷のキズをもったら男性と関係を持たないような口振りを平然とできるのはどういうことかと私は怒りを覚えてしまうのです。生の困難を共有なぞしていないということになりませんか。

その上、主題そのものであるはずなのに、削除して成立するというのもおかしいわけです。あくまでもオリジナル版でなければこの作品は意味を失うことになります。にもかかわらず、裁判を宣伝に利用した形で売ろうとする商業主義に踊らされているのか、逆に利用しているのかなどと思ったりしますが痛ましい感じです。

木村 文学関係の方とお話すると、この裁判をやっていることについてご批判を受けることが多かったのですが、今日はむしろ文学面から柳さんに対する批判的な意見が出ました。

今までは、文学作品について裁判所から表現に障害を与えるような判断が出ますと、大体、書く側からは一斉に裁判所に対する批判の声が上がったのですが、今回は文学者の中でもわりあい意見が分かれていますし、また憲法学者の方の意見が分かれたわけです。そういう意味で、時代の流れといいますか、そういうものを感じさせる判決だったと思います。

今は柳さんに対する大変厳しい意見がありましたが、『法学セミナー』の対談のときには、「僕って何」という本で77年に芥川賞作家になられた三田誠広さんという方が発言しておられまして、日本の伝統の私小説という立場から見たときに、最高裁の判決は私小説の可能性について非常に危険な影響を与えるのではないかと、という立場で発言しておられました。三田さんをこの対談のときに連れてこられたのは、多分、田島さんだったろうと思います。田島さんは三田さんとほかでも対談しておられるように聞いていますので、三田さんのご意見を

ちょっと補足していただけますか。

田島 三田さんの意見は、ぜひ『法学セミナー』でお読みください。代弁は難しいと思うので。

私の立場から少し感想的なことを言うと、私が非常にこだわったのは、文学作品に対して裁判所というところが差し止めの判断をする、これは何を意味するのだろうかということです。現に、いま渡辺先生は非常に批判的なことを言われましたが、三田さんは私小説として非常に高くこの作品を評価する。私もあの作品を読みましたが、あるいは私の学生たちもあの作品を読んで、意見が分かれるのですね。非常におもしろかったと読む学生もいますし、何かいやな気持ちを持ったというふうにする学生もいます。学生でなくても、文学者もそういうふうにする方がおられる。私自身は、読んで、はっきり言って、いやな気持ちにはならなかったですね。一つの文学のあり方としてこういうものがあるのかなというふうには受けとめました。

要するに何を言いたいかというと、文学作品というのは、読者が自由に判断する。いい作品であるのか、よくないのか、駄作なのか、優れた作品なのか、おもしろかったのか、おもしろくないのか、これを読者の判断に委ねるとというのが民主的な社会とか成熟した社会のあり方だろうというのが、私の意見なのです。差し止めというのは、それを遮断するわけですね。読者に示さないで、裁判官があらかじめこれは人々に読ませるはいけないと判断して、読む機会を奪う。評価する機会を奪う。判断する機会を奪う。そんなことを裁判官にしてもらいたくないというのが、私の意見です。その作品に対する非常にシビアな、先ほど渡辺先生が言われたようなこういう批判が可能なのは、我々がその作品を読み得て初めてできるということなのです。

研究者はどこでもアクセスできると言われましたが、実はそうではないのです。影響は、この判決が出てすぐ、国会図書館が閲覧禁止の措置を取りました。それは国会図書館だけではなく、東京都も閲覧禁止の措置を取っています。だから都立の図書館で、今、このオリジナルの作品は読めません。大阪府の図書館もそういう判断を取っている。しかも、あれは『新潮』という純文学の雑誌です。これを取っているところはある程度あるのですが、かなりの図書館は雑誌として処分しちゃうのです。ずっと保存している図書館は、実はそんなに多くないです。私の上智大学では図書館はちゃんと保存してまして、学生たちは作品を現に読めるのです。読んだ上で、自分としてはこう思った、自分はこうだったと検討ができる、判断ができるのです。けども、多くのところから姿を消してしまっているわけですから、自由にアクセスできないわけです。図書館でも見られない。

横道に一つだけそれると、図書館というのは、みんなが持っていないものを備えておくのが図書館のはずです。例えば青少年条例というのがあって、有害図書に指定されると、有害図書を見つけるのはえらいことなんです。私ら「表現の自由」とかそういうことを検討する人間にとっては、まず、どういうものが有害図書に指定されたのか、現物を見ないで実は何も発言ができないのです。少年事件の場合も、『新潮45』が実名を出して、これもある図書館は閲覧させないという措置を取って、それも裁判まで争われています。

要するに、差し止めというのは、そういう波及的な効果を連鎖的に生んでいくのです。すなわち、差し止めの思想というのは、ある意味で排除の思想なのです。抹殺の思想なのです。

自由に評価やアクセスを下々の者にさせないで、権力が判断して、与えていいものと与えて悪いもの、与えていいものだけ市民に読ませる、こういう思想です。

しかも文学作品というのはまさに心の中の形象ですよ。それはいろいろな手法があるでしょう。木村さんが、冒頭、事実報道の問題と小説表現の問題はどこが違うかという、小説というのはともかくフィクションなのだから何でも書けるのだから、その自由がある以上、そこに同定できるようなものを持ち込んで書くのはやはりまずいのだ、という話をされました。私は、どういう描き方をするのか、自分の作品の中に事実をどういう形で切り込んできてどういうふうに扱う、デフォルメして、あるいはデフォルメしないである部分を使う、それ自体が作者の作品の手法であろうということですね。

すなわち、芸術作品というのは、私は門外漢ですが、どういう手法を選ぶかも自由である。そこが大事なのであって、裁判官に、おまえさんはこういう手法でなければいけないよと、そんなことを、教訓だけならまだいいのですが、そこからはずれたら責任を問う、これはしてもらいたくないということです。言わんや、あの裁判官の人たちがどれだけ文学作品を読んでいるのか知りませんが、その一部の一握りの裁判官が、これは読んでいい、これは読んではいけないというようなことを、我々の成熟した社会といいますか、そういうものに向かっている社会が認めちゃっていいのかというのが私の根本的な疑問です。すなわち、裁判官にそういうことをさせないということが、実は芸術の自由とか小説の自由というものを我々が享受するということではないか。そして、批判の自由があれば、そういう自由の行使によって作品が淘汰されていく。それでいいのではないか。人為的に一部の人間が権力的に抑圧して禁圧すべきものではないだろうというのが、私の根本的な疑問なのです。

損害賠償とかそういうレベルで、この小説は一部損害賠償の対象になり得ると思います。だけど、差し止めを認めていいかどうかということについては、そういう根本的な疑問があるのに加えて、もし万が一差し止めするとすれば、よっぽどの理由あるいは根拠が提示できない限り、そんな差し止めは到底認められない。そういう目で読んだときに、差し止めがいかに認められるかというところをぜひ皆さんにも読んでいただきたいのですが、到底これでは納得できないですね。

しかも、一つだけ象徴的なことを言うと、差し止めを補強する理由として、ここで描かれている美大の学生は公人ではないと言っているのです。一私人にしかならない。事実報道だったら、政治家を描いているか、一私人を描いているかによって、免責の範囲が広がったり狭くなったり、これは当然ですね。政治家のことを書く「表現の自由」と、全く一私人のことを書く「表現の自由」は同じではない。アメリカの大統領は全人格的な判断が求められると言われて、女性問題だって、これは普通はプライバシーであっても、それは報道の対象に正当になり得るわけです。しかしこれは事実報道のレベルの話であって、小説世界を描くときに、公人だからその小説はうんと保護しましょう、私人が登場しているから保護は少なくしましょう、こんなメチャクチャなというか、およそ文学とか創作というものを全く理解しない判断を認めるべきではないだろうと私は思います。

特に私小説というのは、三田さんの言い方によると、まさに普通は私人が登場するわけです。自分の身の周りの人が登場するわけです。公人、偉い人が登場するというのはむしろ例外に属するわけであって、判決はそういう浅薄な基準で差し止めの判断をやっているわけで、

「表現の自由」の観点から言うと、これは到底私としては是認できないなと思います。

木村 先ほどの意見を補足してもらって、ちょうどバランスがよくなったと思います。今、田島さんがおっしゃったところが、プライバシーや、名誉権、「表現の自由」をどこで調整していくかという場合の、最大に絞り込まれた争点の一番の核の部分だと思います。そこについての意見の違いは、田島さんも人権派の学者ですし、私も人権派の弁護士のつもりですが、そこがやっぱり違ってくる。そのぐらい今難しい時代に私たちはいるという気がしますね。

私の意見は先ほど述べましたので重ねては言いませんが、今の点について前と違った意味で言うのであれば、いわば芸術性とか小説ということによって、普通だったら、例えばプライバシーは侵害してはいけない、普通だったら名誉を侵害してはいけないのだけれども、小説であるが故にそれが許されてしまう。そういうふうには小説に特別な特権があるのだろうかというのが、この裁判の中で問われたと思います。

私は、二審で負けた柳さんの上告理由を読みましたが、その中で言われていることは、結局、私が書いているのは私小説であり純文学だ、純文学なのになぜ人のプライバシーとか名誉というものと平等でなければいけないのか、「表現の自由」というのは高いのだ、だから1人の名誉とかプライバシーということで比較するべきではない、こっちのほうが優越するのだ、という議論。どちらかと言えば、私小説・純文学特権論といいますか、そういうものがあって、それが果たして許されるのか。文学作品というものの、これは国民の財産だと思えますが、その国民にとっての共同の財産を、特別に個人的な名誉とかプライバシーというものよりも乗り越えた価値の高いものというふうに見るかどうか、ここのところで判断が大きく分かれるところではないかと思えます。

渡邊 プライバシー、名誉権、表現の自由ということで文学の問題としてご発言がありましたので、ちょっと私にも発言させてください。レジュメをご参照下さい。始めにちょっと名前を出しましたが松川事件をとりあげた作品『松川裁判』の著者広津和郎と言う作家についてです。松川裁判を素人が批判したというので大変圧力がかかったのですが、痛風と言う大変辛い病気のために歩行困難でしたが革製のスリッパを紐で足首に巻きつけて松川まで何十度と出かけ、裁判のあのわかりにくい用語の文章のひとつひとつを覆して行って遂に死刑判決を無罪にした中心的役割を果たし〈日本のゾラ〉と言われた作家です。法学部の皆さんは御存じだと思います。その広津に「さまよへる琉球人」(1926・3『中央公論』)という作品があります。簡単に要約しますと友人の紹介状をもって沖縄の人が来ます。当時は沖縄の人に差別視があって、就職もままならず「朝鮮人、沖縄人お断り」の札が出されていた時代だったそうです。ひどいものですね。内地資本家の悪辣な搾取のために悲惨な生活を強いられている実状を聞かされて義憤を感じ、同情もして彼の持ってきたコンロを買いますが、すると、その沖縄の人は「自分」＝作者の人の好きにつけこんで頻りにやってきては要求もエスカレートしていきます。仕事に追われているときなど困ったと思うのですがむげに追いかえせず相手になると仲間も連れてくるようになり、入手困難な大切な本を借りて行って返さなかったりと、辛い思いをさせられます。と、まあ、そのような体験を書いた短篇私小説です。広津の人柄がよく出ていまして沖縄県人に対する悪意は少しも感じられず、むしろ、お人好し過ぎる、なぜ、断らないのかと歯痒くすら感じてしまう作品です。作中での主人公す

なわち広津の心中思惟は、「若し自分がさういふ圧迫せられる位置にあつたらやつぱり圧迫者に対して信頼や道徳を守る気になれないかも知れない。我々には解らない一つの心持が琉球人に出来たとしても、どうも無理でない気がする」と表現されています。ところが思いがけなくこの作品に対して沖縄青年同盟から、この作品は、琉球人は搾取されていて貧しいために不徳義、破廉恥で信用できないという印象を与えかねない、との抗議書が来ます。広津はどうしたのでしょうか。抗議書の指摘・批判を全面的に受容し、沖縄の人に迷惑をかけるとは予想し得なかった、慚愧にたえないと不明を謝罪し、以後、この作品を自ら抹殺し、いかなる著作集にも入れないと約束してそれを実行しました。戦後、時代が変わってから大分経つての全集にこの作品は沖縄作家のこの程度のものが何故と思うという発言もあって入集されました。広津はこの〈事件〉について「自分が『さまよへる琉球人』の中で、沖縄県といふものに対して持った同情とか厚意とか云ふものが、如何に第三者的な、生温い、身には痛痒を感じない人間が、遠くから他人の傷みに同情してゐるといふだけの薄つぺらなものであつた事を恥かしく思ひます」と述べています。広津の人間性が顕示されていて感動します。ここに文学の問題、それは人間の問題と言うことですが如実にでていると思います。柳美里の裁判進行中の作品、発言、判決後のコメントに広津が慚愧したような優しさが見られたでしょうか。

ここで漱石のことばを引用させていただきます。野上彌生子が初めて書いた小説「明暗」についての実に感動溢れる詳細な批評の手紙です。恋愛小説の一種ですが漱石はこれを認めず、後に大きな作家となるための、画家でいえばデッサンでしょうか、徹底的に見つめてその本体をつかみ、それをあるがままに描くことの基礎勉強の必要を説いたものですがそのなかの一節に、「大なる作者は大なる眼と高き立脚地あり。(略) (あなたは) 人世のある色のある外は識別し得ざる若き人なり。才の足らざるにあらず。識の足らざるにあらず。思索綜合の哲学と年が足らぬなり。年は大なる有力なるものなり。」「余の年と云ふは文学者としてとつたる年なり。(略) もし文学者たらんと欲せば漫然として年をとるべからず文学者として年をとるべし。」(1907年)とあります。河野多恵子が文壇デビューする前の作家志望の人について、マーク・トウェインの「素人の大胆不敵さにはほとほと感心させられる。こういう図々しい向こう見ずな大胆さは他の世界—文学以外の世界—では見られないであろう。」と、どれほど自信のあるものでも十分な訓練の必要を説いた発言や、永井荷風が小説家になりたいならば、まず思うことをすらすらと書いてみて、これを添削推敲し、そのような短篇十篇長篇二篇ほどを丁寧に清書して、その中の一番いいものを私淑したい人のもとに持って行って教を乞うた上ではじめて世に出せるのだとの発言をあげながら、初めての小説には五年もの時間をかけて取り組まなければならない、「作者の資質の発露している輝きに満ちた作品であつてこそ、デビュー作と言える」のだから、と書いています。苦節十年、辛酸な修業時代をもつ作家の言葉として感慨深いものがあります。

柳美里は才を恃んで急ぎすぎたように思われます。彼女は彼女の文学は日常で積もった「恨」をどのように晴らすか、超えるかがテーマだと述べていますが、この当該作で何に対してどのような「恨」なのか明確には見えてきません。崩壊した家族、家庭なのか。李恢成のように民族的アイデンティティの確立に苦闘しているようでも、家族・家庭の崩壊による居場所消失にたいしてなのか、「在日」者の日本帝国主義への敵視というふうにもみられ

後の作品（『魂』）にわが子に教えられるのは日本語と日本文化だけと述べ、日本人のこの子は学校で日の丸を仰ぎ、君が代を歌うだろうとあります。「恨」の実体の見えにくい作品です。ついでに言いますと、別の作品で、「私は韓国語を習おうという気になれない、むち打たれてもしゃべれないけれども、いつかしゃべりだすんじゃないかなア」と語っていますが、両親は韓国語で言い合ったりしていますし、親類縁者はもとより友人にも韓国人がいますから、韓国語に接する機会も多く、無意識裡に韓国語が口から出てきている場面も見られ、むしろ、そこは日本語としておかしい、それは日本文化ではないと指摘したい部分があります。しかし、彼女にその認識はないようです。

私がこの作品を高く評価できないのは、河野多恵子の言葉を借りると「よい文章は健康な脈搏を打つ」ということ、さらに説明すると「よい文章とは、それを引き出し得、生かし得て、つまり表現したいことをしっかりと托し得ている文章のこと」に合致していると思えないからです。「言葉は苦難の中で磨かれるもの、社会的にも経済的にも苦しみ、表現力を失ったというところに一度おちこんで、ようやく再生できるんじゃないですか。」というところを通過し得ずに出版資本の寵児になってしまった悲劇の女性作家と言ってもいいかと思えます。ほとんどの著書に写真を載せていることも証左のひとつと思えますが、性の多様さが市民権を得始めた時代の先頭集団を走る一人として、むくつけきまで赤裸々に性を描く「在日」の若い女性柳美里は、容貌のあどけなさとも見紛う少女性、換言すれば天使性の表層とは裏腹に複数の男性とも関わりが持て、平然と露骨なことばでセックスを描く一種の娼婦性を兼備しているところが男性編集者を喜ばせているのではないかと思ったりしまして、内容を重複させながら、彼女の居場所がいわゆる普通の女性と異なる〈面白さ〉、わけてもセクシュアリティの大胆というか露骨というか、そこを書き込みながら現在の自己を綴り続けて乱発の様相すら見られる著作刊行は、才能あるこの作家がほんとうに大きく育っていけるか、ちょっと不安を覚えます。

私は『法学セミナー』を拝見していませんので三田誠広さんがどのようにお読みになられたのか存じませんが、私はこの作品をそれほど高くは認めません。特に、集約的に問題視された箇所はこの作品全体のなかでここだけを戯曲形式に変形させたところで、作者としてオリジナリティを自負した様式だったのだらうと思われまます。「幻の処女作」と表紙の中央に大きく銘打ち、購買力を煽ろうとした改訂版と称する削除版はその形式を無くしてしまっています。とすれば、新鮮味を盛りこんだ小説形式に挑んだ第一作に固執した意味も薄れるでしょう。柳美里はこの作品について『NOW and THEN』の中で、「在日韓国人である〈私〉が韓国へ行き、顔に腫瘍を持つ同じ年の女性に強く魅かれ、彼女のひたむきな生きかたに接して、〈恨〉を超えて癒されていくという物語です。〈恨〉とは簡単にいえばだれでもが持つ生きる苦しみです。わたしとしてはモデルのひとを素晴らしい女性像として書いたんですが、思いがけず訴えられ、とても残念でした。」と自己解説しています。

「だれでもが持つ生きる苦しみ」といいますが、常時、人目に曝されなければならないモデル女性の苦悩は、心中に抱え持つ苦悩を表面から見られることのない人の何乗にもなっているだろうことはあまりにも明白です。この作品ではモデルが人目に曝されなければならぬ腫瘍をもつことで、持たなかった場合に持つ「生きる苦しみ」に加重されるどれほど心に深い苦悩を抱えているか、その心中の苦悩への思いやりは書き込まれていません。先にご紹介

しましたようなかさぶたになっていない生傷に焼きごてを当てるようなどぎつい描写で、かくしたくても隠せない最大最深の苦悩の元凶を暴いているばかりか、明示されたモデルのある私小説としながら、事実と相違した反知性的人物的な新興宗教入信者像に仕立ててしまっています。しかも、その裁判中に先程その幾つかをご紹介しましたような発言を、モデル女性の苦悩には無関係な鈍感さで発言しているのですから、ほんとうに「素晴らしい女性像として書いた」といえるのだろうかの疑問を禁じ得ません。

芸術作品として優れているか否かは司法判断の対象とならない、とのことですが当然です。裁判官に芸術作品の優劣を判断されてはたまりません。言えることは、本当に優れた芸術的作品なら、たとえノンフィクションであろうともモデルの心を、ぐさっとえぐりつけるようなで切りにはならないということです。私は漱石が好きですので漱石で例をあげさせていただきますが、晩年（一九一五年）に書いた『道草』で彼の人間認識を提示しています。生きたい生き方を生きたがる男が主人公です。この主人公は漱石と同年齢に設定されています。慶応三年（一八六七年）生まれです。彼は自分の生きたい生き方を生きられるようにサポートするのが妻の役目と考えていました。しかし、拷問のような苦しみのなかで沢山の血を流して自分の子を生む妻をみていて、そんな苦しみを与える自分が罪人のように思えてきます。いろいろ感動される作品ですがすべてを省いて結論をもうしますと、自分の自己本位が大切ならば相手の自己本位も等価のものとして大切にしなければならない。人間は誰もエゴイストなのでこれの実行はなかなか大変なことだが、どうしたらそれができるだろうか。温かい心の通い合う関係を築くこと、それは至難かもしれないがそれをしなければ、する努力を本気でしなければお互いに好い関係、和楽、平和は保てないのだ、という認識です。このようなことを追求し、思惟を深めた文学は時空を超えて人を感動させます。私は柳美里のこの作品にそのような感動を覚えないのです。

木村 そろそろ時間が来てしまいました。すごいおもしろい議論で、この辺について会場から意見があったりすると、すごくおもしろいところだったのですが。

今日は石井政之さんに来ていただいています。

石井政之さんは、フリーライターでいらっしゃるって、この事件については非常に早い段階から興味を持って、研究者として立ち会ってこられました。法廷にも、毎回出られていました。石井さん自身が、顔に大きなアザがあります。そういうユニークフェイスを持った人たちの立場からいろいろな問題を客観視しながら書いてこられている非常に貴重な作家でいらっしゃると思います。この事件では、原告の女性のほうに強いシンパシーを感じておられる立場ですので、そのことをあらかじめお断りした上で、締めくくりに発言ください。

石井 石井といいます。初めまして。

新聞記事をつけましたので、それにかかわることで補足的なことを述べたいなと思っています。

田島先生とも木村先生ともほかの場でも話をしてきて本当に思うのですが、大変難しい事件だったと思っています。

まず、先ほど来ずっと、文学、小説という言い方をされてきました。言葉というのは不自由なもので、小説とか文学という言い方一言で言わないと前に進みませんが、モデル小説だということなのですね。私小説という言い方をすると、私は誤解を招きやすいと思っています

す。今回はモデル小説なのです。実在の人物がいる。その人の名前だけ変えて、ほかの属性はほぼ事実そのまま書いてしまう。それに脚色を加えるということです。

例えば木村先生がいる。それを村木弁護士という名前に変えて、住所は現実と同じ、抱えている事件も全く同じ、椎名誠と友人であることも全く同じ。そういう前提の中で、村木弁護士がとてもひどいやつだということを書いたとしましょう。それがモデル小説と言えるのかというぐらい、今回の「石に泳ぐ魚」はモデル小説として書かれております。

私小説という言い方でもなく、文学という言い方でもなく、僕はモデル小説と言ったほうがかなり伝わりやすいと思っています。それは、小説というフィクションな世界と事実報道のまさに中間で、どちらに責任を持たせるべきかよくわからない中間的なものだと思っております。ですから、とても判断しにくかった。裁判所も判断しにくかった。双方の議論が噛み合わないところはそこだったと、ずっとと思っています。

それから、私自身、顔に大きなアザがありますが、この問題についても、プライバシーとは何かという議論で激しいやりとりがありました。顔は隠せない場所である、そこに病気がある、だからプライバシーはない、好きに書いていいのだ、というのが柳美里の主張であります。しかし、顔に病気があることは隠せない、けれどもそれは病気である以上、医療情報であるからプライバシーとして慎重に扱わなければいけないという、両方の概念が衝突する場だったのです。ですから、難しい言葉で言うと、私は法律の専門外ですが、非公知性というのでしょうか、公に知られていないものがプライバシーだという考え方が伝統的な考え方ですが、顔という場所に医学情報がはつきり出てしまう、それに簡単に非公知性のプライバシー概念を当てはめていいのかという議論、これは答えのない議論だと思いますし、まさに前例がない議論だったと思うのです。そのあたりの判断を、結局、最高裁判所は避けてしまった。そこは私は残念だと思っています。ただ、今の最高裁判所の人員と調査能力でそれを書けたのかというと、疑問です。大変疑問です。

もう一つ申し上げたかったのは、モデルの権利というものです。モデルの権利という考え方がこの国にはひょっとしたらないのかもしれないというのも、この裁判で感じたことです。「表現の自由」という書く権利があることは100%認めますし、そういう部分での伝統、闘いはたくさんありました。でも、書かれる側の権利というのは、いま報道被害の中で語られてきましたが、モデル小説におけるモデルの書かれる権利とは何だろう。それはここでかなり出てきたと思います。まだこの国で語られなかった現実というものが、この裁判で一つ二つ出てきた。だから、これまでの伝統的な法解釈、プライバシー解釈では解けないところがあった。そこで不十分な議論のまま最高裁は判決を出した。

なぜこんな踏み込んだ判断をしたのかというところは、私自身、裁判を傍聴しながら、双方の意見をいろいろな形で収集しながら思ったことは、モデル女性が大変強い意志でこの裁判を闘ったということと、支援者が非常に多く、恵まれていたということ。こんなに恵まれた原告はいなかったと思っています。大抵は負けたと思います。そういう部分で原告側の人権を守るための真摯な姿勢が、裁判所に大変伝わってしまった。一方で、プライバシー事件にもかかわらず、柳美里という人は、大変大きな発言の場を持っている作家として、この事件を書き散らしてきたのです。これは裁判所として「私たちがバカにしているのか」という印象を持ったに違いないと思っています。そのあたりの経過を含めて、最高裁判所は判決を

書いてしまったと思うのですね。

法律の勉強をされる方としては、紙の上に書かれたことをベースに考えることしかないと思いますが、まだまだ知られていない部分がこの事件はあるということをお伝えしたくて今日は参りました。ありがとうございました。(拍手)

木村 やっぱ、法律家でもない、文学者でもない、ジャーナリスティックな目から新鮮に意見を述べていただけたと思います。

もう少し時間があるようですので、会場からもし質問がありましたら、どの人にどんなことを聞きたいかということで2人ぐらいいいけそうだなという気がします。どうぞ。

フロアA 日本大学の大学院に行っておりますと申します。

幾つか質問があるのですが、まず初めに、木村先生のご発言で改訂版という話が出ていましたが、一審も二審も「修正版」という表現がなされていたと思うのですが、これは同じものなのでしょうか。

2番目の質問は、名誉感情にかかわってくるかと思いますが、今のお話の中で、名誉侵害と名誉毀損について話されていたと思いますが、名誉感情の侵害というのがこの中で言われていたと思います。名誉感情の侵害について、石井さんが、最高裁すべてに関係して言っていることだと思いますが、そのされるようながなされていたのだろうかという、それに対する判断ということで、そこについてな判断か何かなされていたと言えるかどうか。そういうところについて。

3番目ですが、の問題で芸術性のお話をいただいたのですが、芸術性の判断をするということも大事かとは思いますが、そういう意味で、それに継続して、実際の問題として我が国におけるプライバシーの問題が、名誉感情、総称して人格権ですが、それらの論議が未発達の段階にまだあると思うので、その未発達の段階で果たして芸術性との対立が起きるかどうか。これが少し発展していく過程で、同一性の中の問題で、例えば「宴の後」のときには、その人数の問題、公然性であったということと、その人が特殊な人間であったということで判断された部分があったと思いますが、今回の場合は私人である。私人であるときに、果たして何が理由になるか。どれだけの読み手がいるのを使ってそういう必要な判断をする部分があるのだろうか、そういうことを。

木村 事実確認がありましたので、改訂版ということについてですが、これは、新潮社が柳美里さんの同意を得て、仮処分の段階で出してきた改訂版。私たちは「第一次改訂版」と言っています。裁判書きの中で「修正版」という言葉が使われているとしても、同じです。それが今回出版されたということです。それ以外にも、途中の段階で和解などが行われまして、そのときに出されてきた第二次修正版、あるいは第二次改訂版と言われるものがあります。それは、今、出版されている改訂版よりは原著作に近いものです。それでは出さずに、仮処分のときに出てきたもので、一審判決で差し止めが認められなかったもの、その第一次改訂版で今回の出版がされたということです。

あと、名誉感情の侵害についてということですが、これについては、大体一・二審で同じような判断がされています。

私は、実は、この事件は仮処分の段階では加わっていませんで、仮処分が終わって本裁判が始まったときから加わったのですが、そのときまではプライバシーと名誉侵害だけだった

のです。私が入って、それだけではなくて、先ほど渡辺先生が読まれたような部分が、社会的評価が下がるかどうかではなくて、障害を持っている人のプライドを傷つける、本人が持っている自尊心というものを傷つける、そういう名誉感情を傷つけるというところが大きいのではないかとすることを主張しまして、私が準備書面に書いて提出した部分です。先ほど渡辺先生が読まれたような部分が、主として名誉感情を害する部分として指摘されています。

最後の、プライバシー概念や人格権、そういうものについての論議が未発達な中でということですが、中心にあるのは、要するに彼女の場合にはまさに市井の人です。たいがい、プライバシーの侵害とか名誉の問題というのは、わりあい有名な人だからこそ、ある小説の中でモデルとして取り上げられると一般大衆にすぐわかってしまう。そういうところから著名人に関する事件が多いわけです。例えばジャニーズ系のミュージシャンの自宅を書いた追っかけマップみたいなものの出版差し止めが仮処分で認められていますが、このケースは非常にめずらしいケースです。ある1人市民のプライベートなことだったものですから。そういう意味では、柳美里さんの側からは「名誉侵害になる、あるいはプライバシー侵害になると言っても、知っている人は少ないのだから大きな影響はないのではないか」という主張はされていますし、その議論は非常に微妙なところだったと思います。ただ、裁判所の判断は、そんなに大きな人数である必要はない、ある程度彼女の周辺にいる人で、モデルになった人の属性やキャラクターの一部を知る人、例えばどここの何々学科に〇〇さんという人がいるということを知っている人に、本人の病歴とか、その人の父親の経歴とか、そういうものについてばれるということでも十分に人格権侵害は生じて、差し止めをするだけの意味合いを持つということを知ったという点で、ある意味では非常に大胆な判断がなされているわけです。

多分、田島先生はその辺については非常に強い反論を持っておられるわけですし、そこを少しお話ししていただけますか。

田島 私は今日はもう一つ言いたかったのは、時間がなくなっただけで言えなかったのですが、小説表現というものにふさわしい理屈を立てていかなければいけないのではないかとということです。

私の基本的な考え方は、少なくとも事実を伝えるよりも創作表現を伝えるほうが不自由であってはいけないだろう。少なくともですよ。事実報道よりも小説表現の自由のほうが法的に保護が少ないという社会は、私は、非常に貧しい社会だろうな、豊かでない社会だろうなと思います。

事実報道の場合は、公共性とか公益性とか、あるいは真実性、真実相当性、これでもまだアメリカに比べたらよっぽど狭いのですが、免責の理屈がそれなりに形成されてきたわけです。ところが、今回の地裁から高裁、最高裁、全部そうですが、小説表現の固有の免責の理屈の探求というのは全くないのです。一審判決はもっとひどくて、実は名誉毀損のところで私や何人かの人たちは異論を持っている。お父さんがスパイ容疑で逮捕された。これは事実とも照合することです。この事実は、プライバシー侵害でも主張されているのですが、事実報道の世界であればこれは免責される可能性がある。すなわち、真実ですから。それから公共性、公益性も、もし報道で取り上げるとすれば、取り上げ方いかんによって公共性、公益性というのは大いにあり得るわけです、事柄の性格上。しかも、破廉恥罪で逮捕されたわけではなくて、韓国で政治的な文脈で逮捕されたわけです。そういう意味から言うと、事実

報道のレベルで言うと、これは免責の余地はあるわけです。ところが一番は、その免責の議論を全くやっていないのです。一審判決が出たときに、私や何人かの人たちが、おかしいじゃないか、免責の理屈がその限りでなぜ使えないのかと言ったら、高裁は免責の判断をしているのです。「真実である。しかし公共性、公益性がない」と言っているのです。なぜないかは、全然説明されていないのですね。後で高裁の判断を読んでもいただければわかりますが。

そうすると、事実報道の免責の理屈も十分に配慮されない。さらには、固有の小説にふさわしい免責の理屈も配慮されない。結局、小説表現のほうが自由の範囲が狭いという、非常におかしなことに結果としてなっちゃう。これはどう考えても私は納得できないですね。というより、むしろ事実報道よりも、基本的には創作ですから、創作の中に事実をどの程度入れるか。デフォルメですから。それが実は争われている問題ではあるのです。

ヒントになるのは、「表現の自由」の理屈でこういう区別があるわけです。事実を伝える場合と、論評、すなわち意見を伝える場合、これは区別されているのです。特にアメリカでは、そういう区別が非常に明確です。基本的な原則は、意見については自由である、意見について制限するのは基本的にやめるべきである、やっちゃいけないことだ。なぜかという、意見というのは、「正しい」「正しくない」を国家が決めることはできない。論評はそれぞれの人が判断すべきことであって、国家が「この意見は正しいけど、おまえの意見は間違っている」ということを言うてはいけないというのが「表現の自由」ということなんですね。ただ事実を指摘して議論をしているときに、その事実が間違っているか真実か、これは判断が可能なわけです。これはチェックされてしかるべきだけれども、意見そのものを「いい」「悪い」を国家権力が決めてはいけないという原則ですね。

例えばこの判断の枠組みをちょっと広げると、小説表現はどっちにより近いかというと、意見のほうに近いのですね。意見よりももっと内面的な心の問題の表出ですよ。だから、その考えを発展させると、創作表現のほうがより多くの自由を享受すべきだというほうが、自分としては納得できるのです。だけど百歩譲っても、事実を伝えるよりも創作表現の自由のほうが少ないというのは、これは納得できないなと言いたかったわけです。そのためには、もうちょっと芸術作品とか小説とかそういうものにふさわしい法理を探ることでですね。

そのときに僕は渡辺先生のご発言でひっかかったのは、「創作表現で個別の一つ一つの描写を孤立して取り上げられるというのは、その創作表現を考えるとどうだろう」という疑問をずっと持っていて、「ここでこんなことを書いてあるじゃないか」「ここでこんなひどいことが書いてあるじゃないか」という尺度でやられちゃうと、文学というものが持っている一つの世界、おそらく作品全体で一つの世界を文学というのは作り出してくるのだと思いますから、個別の個々の部分ではなくて、作品全体に即して受けとめる、評価するということをやっつけていかないと……。文学はトゲのあることももちろん書くわけであって、そういうのが部分的な個々の問題のレベルで弾劾されたり糾弾されちゃうと、僕は、文学世界そのものが成り立つのかなと。これは素人の見方なので、後でご意見を言ってもらえればと思うのですが。

それと、本題のところですか。これは手短かに言います。

名誉感情のところは、私はちょっとひっかかっています。非常に主観性が強いのですね。強いというか、侮辱の法理というのはもう主観そのものであって、感じた人がそれを感じた

ら、もうすべてそれは権利侵害、そういう話になっているわけです。もう少し侮辱の法理とか名誉感情の法理というものに客観性を入れていかないと、私がこう思ったらこうですよということでみんな権利侵害になっちゃうと表現というのはどうだろうということで、私自身はそここのところは非常にひっかかっているところなのです。もうちょっとある種の客観化する方向を探る。そうすると、かなりほかの法理に近づいてくることにもなるかもしれませんが、いずれにしてもその課題も含めてもう少しきちんと議論していかないと、ますます表現が窮屈になり過ぎないかなと感じています。

それから、同定性問題は、私もそう感じるのですね。最近の判例は、とにかく裁判所の判断を見ていると、名古屋の長良川の少年のリンチ事件の判決でもそうなのですが、一部の人も知っていれば、それと経歴とかそういう記事を突き合わせたらわかっちゃうじゃないかという議論をしているのです。名古屋のケースは仮名なのですが、音が似ているとかそういうことまで言って。大体、どんなことを書かれても、肉親は知っていますね。兄弟は知っていますね。そうすると、結局、1人でも2人でも近い人が知っていたら、もうそれは実名でなくても同定性がある認められちゃう。これでいいのかなという気がしますね。もうちょっとそここのところも考えないと。特に無名人の場合ですね。ほんの少しでも知っていたらもう同定性がというのは、僕はそこもひっかかる場所ですね。もうちょっとちゃんとした議論を組み立てていく必要があるかなと思っています。

特権の問題も議論したかったのですが、時間がないので、差し当たり。

渡邊 田島先生のご意見にたいしてちょっとひっかかりますので、もう一言だけ言わせてください。小説と評論は別です。評論的要素を含んだ小説はありますが。また、ある部分を取り出して云々ということを批判的におっしゃいましたが、いまはこの作品全体を狙上らせて文学論を展開する場ではないわけですし、とりわけ、裁判の対象になった部分を問題視せざるを得ないわけですからやむをえません。それでも僅かですが部分のみではなく、作品全般にわたってある程度は申し上げてきたつもりです。作者がモデルをきちんと文学化、すなわち普遍化していればこんな問題にはならなかったでしょう。しかも、自身が、自分の作品を私小説と言い、モデル現存も明言しているのです。モデルに対するプライバシー、人権、或いは人格権、人間としての尊厳などの問題について法律的規定といったことは私にはよくわかりません。法律的規定とか解釈とかではなく、普通に生きている一個の人間としてその人間の生存に関わる重大問題です。私自身が被害者とされた体験をもっています。現在でも私の受けた傷は癒されいません。時間とお金があったら訴えたい気持です。この大学のある一教員の自己顕示欲と表層的立身出世欲によって、直接的には何の関わりも持っていなかったにもかかわらず、彼にとって嫌いな人物だったらしく、下手な小説仕立てにして書かれました。事実無根のみならずねつ造された悪人に造型されていますが、その人物がすぐに私と特定できるように書かれています。事前に聞き取りも調査もされず、伝聞、噂という形で逃げ場書も巧みに用意されていました。学内の教員、職員、学生の多くの方から放置して置いていいのかと同情や慰謝や憤激の言葉をかけられました。私も「くだらぬ」と黙視できるようなものではなく筆舌に尽くしがたい苦悩に明け暮れました。ところが、「表現の自由」を唱える者によって結局は不問に付されてしまったのです。私はこの心の傷、それは私の人格に対してそのように書かれる理由のまったくない、それゆえにいつそう深く強く、人間として

の尊厳を冒された人権侵害と受けとめています。ですから決して許してはならぬ、許せぬ問題として、生涯にわたって心の底に怒り、悲しみ、そして憎しみともなって消えることはないでしょう。モデルの女性は外からは見えない心のみでなく顔面ということで、その上に知名度の高い流行作家の作ということで、私の場合とはとても比較にはならない残酷な苦悩だということはどんなに想像力の貧困な人でも察せられるでしょう。このモデル女性にはこの作品執筆に際して事前も事後も知らされていなかったようです。当然、この女性は書かれることを承諾していません。にもかかわらず、裁判の途中で改訂版というのを提示し、それを翻してオリジナル版の出版意向を示したりしています。

相手の心を思いやる心などなく、自己本位の主張は傲慢としかいいようがなく、真の優れた文学者のとる態度ではないとおもいます。商業主義に墮した編集者の責任も免れないと思います。

繰り返して結論しますが、作品全体がもし、困難な生をいかに生き抜くかをテーマとした作品であるならば、そして、顔に深い傷害を持つ人（当然、心にはより深い傷害を抱えているでしょう）と、心に傷害を持った主人公との交流の物語というようになっているだろうか、主人公の心の傷害の根源が家庭・家族の問題が中心ならば、それはそれで裁判になどならないわけですから、裁判になった特定の箇所を特に中心として問題にしたのはそこが裁判のかなめだったということ、その裁判を問題としたシンポジウムだったという理解に立つての発言ですから、あえてその点を取りあげたわけです。

田島 1点だけ言うと、権利侵害とちょっと違うのですが、作品でワイセツ性を評価するというときに、個々の描写を見て、これはポルノ的なとんでもない作品だ、それでワイセツ性を認定するという方法と、トータルとして一つの作品の中で何が描かれていて、どういう形象化がされているのかを考えて判断する方法と、二つがあります。ワイセツ判断では、わかりし全体性の中で芸術性なり何なりという判断を加えて、個別的なところの描写だけで判断しない、こういう手法は一つの重要な手法としてあり得るのですね。ただ、権利侵害の問題とワイセツの問題を同じように考えるべきかどうか。

私自身は、いろいろな問題がもちろんあるとは思いますが、個別の描写を切り取ってそこだけで云々されると、作品としては辛いなと思う。私自身は文学作品を書く人間ではないですが、全体の文脈なり作品世界が何を形象化しようとしているのかということも配慮するような余地を我々の社会が持っていないとね。もちろん書かれた人は、どういうふうに形象化されても、これは自分のことだと思えば、それは尊厳が非常に傷つけられたとか、権利侵害されたとか、そういう主張はもちろん持ち得ることはあると思うのですが、書く側の論理から言うと、それではやや辛いなというのがどうしても払拭できないところがありますけれども。

木村 そこについてはいろいろな議論のあるところで、私なんかは、むしろ、小説について全体的な考察をするということになると、さらに公権力の判断が裁判官の価値観というものによって左右されてしまうので、やっぱり表現されている部分と、それが実際に本人を傷つけるかどうかというふうに、リアルな部分に限定していたほうがいいのではないかな。あまりそこに芸術的な全体性ということを経験所に考えさせるというのは、ちょっと危険ではないかなと。ワイセツのときには実際に全体的考察をしていますが、これは個々の人に対

する権利侵害というものではないのでちょっと違うのではないかな、という意見があります。それは両方聞いておいていただきたい。

あと何か。

フロアB このモデルの方が登場すること自体が、もういけないのかそれとも、小説の中の取り上げ方とか、クローズアップのされ方の度合を問題にしているのかその点をおききたい。

木村 裁判のきっかけになった時点では、この小説をどういうふうに書きかえるかということについて、本人と作家の間で話し合いが持たれております。その結果、決裂しているのです。その結果からしますと、やっぱり書かれ方の問題です。

フロアB 書かれ方ですか。もうちょっと表現があれだったらば、自分のことだとわからなければよいということですか。

木村 ですから、『新潮』の9月号が本人と特定できないように書いていたならば、例えば大学も違えば本人の病気の位置とかそういうのも……。

フロアB 特定されなければ、問題がないということですね。

木村 そうです。本人と特定されなければ。

それでも、侮辱論のところになってきますと、先ほど田島さんからもありましたように、非常に難しい問題が生じてくると思います。誰もわからないけど、おれにだけはこれはおれがモデルだということがわかるというケースはあると思います。そのときにそこでポロクソに言われたら、やっぱりプライドはすごく傷つくわけですよ。その場合まで作家は筆を止めなければならないのかという究極のところまでいくと、かなり難しい問題が生じてくる。

それから、先ほどそちらからも質問がありましたように、同定性と言っても、どの幅、家族的なレベルまでいくのか、少なくとももう少し広い社会性を持った範囲で本人だということがわかってしまう、同定されてしまう、そこぐらいを考えているのか、そこもこの最高裁の判断の中では見えてこないのですね。そういう意味では、謎が残ってしまったといえますか、そういうところがあるなという気がしています。

木村 そういう意見もあり得ると思います。

それでは、語り足りないところもたくさんあると思います。それだけ複雑な事件で、私が言っていることに対して田島さんはたくさん反論したいところがあるだろうと思いますが、私もあります。渡辺先生なんかもっとあるかもしれません。皆さんの中にたくさんあると思いますが、一人ひとりがいろいろな考え方をもち得る広がりを持った事件だったのだということをご理解いただいて、今日の12回目の研究会が大成功であったというふうに締めくくりたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

— 以上 —

【追記】柳美里「石に泳ぐ魚」裁判最高裁判決についての詳細な検討については、私の裁判評釈「小説表現の自由とモデルの人権」法律時報75巻3号（2003年）107頁を参照されたい。また、最高裁判決をめぐる作家、弁護士、研究者による討論として、本シンポジウムでも言及された法学セミナー2003年1月号38頁の三田誠広・木村晋介・田島泰彦による座談会「柳美里『石に泳ぐ魚』最高裁判決をめぐる」のほか、三田誠広・飯田正剛・田島泰彦によるシンポジウム「作家の権利とモデルの権利をめぐる」マスコミ市民2003年3月号40頁も参照のこと。 (田島泰彦)

※p. 26の空白は録音不良のため。

第12回 公開法律シンポジウム レジューメ

小説表現の自由とモデルの人権
—柳美里『石に泳ぐ魚』裁判最高裁第三小法廷判決(02.09.24)

田島 泰彦

一 最高裁判決の構造と内容

1 主文

→上告棄却

2 理由

・判決文中1の箇所(1)(4)

→(1)~(4)にわたって原審・東京高裁が確定した事実関係の概要摘記

・判決文中2の箇所

→原審の判断結果とその内容・理由を(1)~(3)にわたって摘記

・判決文中3の箇所

→原審の判断が意法21条1項に違反しない旨を二つの最高裁判例を引用し明示。

①「夕刊和歌山時事」事件判決・最大判昭44.6.25刑集23.7.975判時559.25

*刑事名誉毀損につき相当性の法理を確立した判決

②「北方ジャーナル」事件判決・最大判昭61.6.11民集40.4.872判時1194.3

*名誉毀損につき出版の事前差し止めを認めた判決

二 判決の検討

1 最高裁判決への批判

(1)最高裁判決の構成

・純粹の独自判断→わずかに判決文3の箇所のみ

・大部分は原審の認定と判断を引用

(2)判断の問題点

①独自判断の回避・原審の追認

→独自の判断を示すことが求められていたはず

・差し止めにつき地裁と高裁で根拠についての判断が別れる

・差し止め、プライバシー判断、名誉毀損判断などについても学説などで賛否両論

・事柄は、表現の自由という市民社会の重要な価値、制度に関わる

②依拠先例への疑問

→いずれの判例も今回の事案の先例的価値があるかどうか疑わしい

- ・二つの先例引用の意味
北方ジャーナル→差し止め容認の先例
夕刊和歌山時事→名誉毀損の刑事規制は誤信相当性の保護もあるので違憲ではないという趣旨か？
- ・二つの事件の共通性
事実報道が対象、名誉毀損が問われた、夕刊和歌山時事は名誉毀損罪の事案
- ・今回の事案
小説表現が対象、プライバシー侵害が重要な要素として問われた、民事のケース
- ・相違点が多いので、先例として用いるためには説明が必要のはず

2 最高裁が依拠した高裁判断の問題点

(1)判決の一面的なアプローチ

- ・「表現の自由」への配慮を欠いた一面的アプローチ
- ・表現の自由への積極的言及は一切なし

(2)差し止め判断

- ・一般論
 - ①人格権一般に根拠付け広く容認
 - ②フラットな利益衡量論
 - ③考慮要素の一面性→被害者側の事情のみに偏し、表現者側の利益要素への考慮が希薄
- ・本件判断
 - ①考慮の一面性→被害者側の事情をもつばら考慮し、表現者側の利益への考慮が希薄
 - ②小説表現の固有性・特殊性への考慮の欠如
 - ・モデルの公人性の否定→表現者に不利、差し止めに有利な要素との判断
私小説のモデルに公人を求める論理のおかしさ
 - ・問題の表現内容は公共の利害に関する事項ではない旨の判断
小説表現の公共性は事実表現の公共性と異なる次元の問題として捉えるべき
個々の部分を事実の公共性を基準に判断してしまうと小説固有の役割は否定
されないか

(3)プライバシー判断

- ・プライバシー概念の拡大の懸念
 - ①父親の逮捕歴という公共的な意味をもつ事柄の取り込み
 - ②外貌の事実も保護対象に
→これらは、プライバシーとは別の法理で保護すべき
- ・一般人基準か、本人の主観基準か
主観基準採用の懸念

(4)名誉毀損判断

- ・父親の逮捕歴→公共の利害関連性、公益性否定

否定の根拠の提示なし

事実報道を前提とする判断 しかし、小説固有の公共性、公益性を考慮すべき

・新興宗教への入信、無心

社会的評価がなぜ低下するのか、説得的な理由は示されていない

3 小説表現保護の法理の探求課題

→事実報道より狭い保護とならない法理の構築が必要

- ・作品の是非を読者に委ねるべく差し止めの原則禁止
- ・個々の部分ではなく、作品全体に即して権利侵害の有無、成立を判断する
- ・固有の免責法理の探求

作品自体で公共性、公益性を推定するなど

4 判決の影響

(1)図書館の閲覧禁止措置

- ・その状況
- ・措置への疑問
 - ①判決の射程→閲覧禁止含まず
 - ②図書館への通知送付請求←一審で棄却、確定

(2)改訂版の出版

- ・弁護団の抗議
- ・改訂版の出版差し止めは一審で退けられている

(3)表現抑圧と差し止め容認の司法判断助長の懸念

[参考文献]

木村晋介・三田誠広・田島泰彦「座談会／柳美里『石に泳ぐ魚』最高裁判決の検討」法学セミナー2003年1月号

「在日」女性の表現者

柳 美里の世界―「石に泳ぐ魚」を中心に―

渡邊 澄子

* 「在日」の世代推移は四代目の現在

一九四五年八月一五日までの日本帝国主義支配の四〇年―一九五〇年六月二五日の朝鮮戦争突入後に分断―異常な歳月の九二年

① 「在日」女性

「在日」女性にとって、日本近代資本主義システムの最底辺に位置づけられた労働力である男性を夫にもつことは、その家庭生活が常に危機をはらんでいることを意味する。(略) 男性中心の家父長制など儒教倫理の制約、抑圧、矛盾を抱えた弱者の位置にある。「在日」女性の表現者たちは、民族の遺産のなかに創造の源泉を求めて、(文学・踊り・音楽・演劇・美術などにより) 自分が何者であるかを表現することによって、自らを解き放とうとしている。(尹嘉子『「在日」女性の表現者たち』から 1987)

② 芥川賞受賞

I 「石に泳ぐ魚」 II 「フルハウス」(候補作) III 『家族シネマ』前作の姉妹編、三作目で受賞

李恢成 少し早すぎた気もする。僕は五回目だった。(『群像』での対談)

* 漱石「大なる作者は大なる眼と高き立脚地あり。(略) 明暗の作者は人世のある色の外は識別し得ざる若き人なり。才の足らざるにあらず、識の足らざるにあらず。思索綜合の哲学と年が足らぬなり。年は大なる有力なるものなり。」「余の年と云ふは文学者としてとつたる年なり。(略) もし文学者たらんと欲せば漫然として年をとるべからず文学者として年をとるべし。文学者として十年の歳月を送りたる時過去を顧みば余が言の妄ならざるを知らん」(野上彌生子の第一作「明暗」に対して書き送った書簡から)

③ 何を書くか。

柳 矛盾は矛盾のまま書くしかない…ぶざまであろうとも見せるしかない…私は混沌を書きたい。

「恨」を超えるというのは私の小説のテーマです…「恨」という自分に突きつけていくもの、日常で積もった「恨」をどのように晴らすか、超えるかというところは、小説でしかできない

李 「恨」というのは、ただ相手だけを攻撃する行為じゃなくて、失われた人間の美しさを守るために、攻撃しながらも、自分を常に振り返る力だろうと思う

本当の「恨」というのは、人間の苦しみを解く行為、お互いに救われるための行為なんだということを打ち出すことが、まず何よりも前提になると思う

李 (『家族シネマ』は) 在日の家庭をここまで完膚なきまでに書き尽くす意欲、情熱、闘志、あるいは追尋しなくてはいけないという一種の「恨」みたいなものが、かつてない形でおこなわれているということ。つまり、これまでの作家が書かなかつたことにまで入ってきているということ。これは見事だなという感じと、書かれ方についての心配みたいなものがつきまとうわけです。(『群像』対談) (傍線引用者)

④ 初めての小説「石に泳ぐ魚」

参考発言 (『NOW and THEN』から)

Q 人間以外だったら何になりたいか。

A 秘境に立つ一本の木、または、砂漠の砂。動物・昆虫はごめんです。

Q 夢はなにが。

A 夢はもたない。小学校卒業アルバムに「作家になります」と書いた。

Q 裁判は大変ですか。

A 大変ですよ。なにがえんえんとつづく自分とは無関係な儀式につき合わされているんじゃないか、ふとそんな気がしないでもありません。カフカ的世界です。とにかく表現の自由のセカイはキビシイ……。

Q これを話せば受ける！のは？

A 父の話、文学賞の授賞式の二次会で、みんなの前で「皆様の口コミで、美里にノーベル賞をとらせてやつて」と演説をぶつたとか

Q 夢中になってしまうことは？

A いつもどこかしたら体が、「壊れている」状態で夢中になることはない。常にズレを意識しているせいじゃないか、ぴったりした関係を、人にも、物にも、事にも持てない

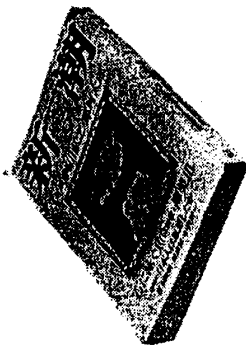
Q 泣いたことは？ その理由。

A 最近はない。自分が弱者であることを認めざるを得なくなったとき。

自己解説

石に詠く魚

(94・9月号「新潮」)



わたしの小説の処女作であり、いまのところ唯一の長編小説です。モデルの女性から名誉毀損で訴えられ、もう3年も裁判がつづいていて、い

まも毎月一回裁判所に通っています。

在日韓国人である(私)が韓国へ行き、顔に腫瘍を持つ同じ年の女性に強く魅かれ、彼女のひたむきな生きかたに接して、(魚)を超えて癒されていくという物語です。(魚)とは簡単にいえばだれもが持つ生きる苦しみです。わたしとしてはモデルのひとを素晴らしい女性像として書いたんですが、思いがけず訴えられ、とても残念でした。

1年かけて書いた第1稿、500枚はぜんぶ焼き棄てました。どうやって小説を書けばいいのか、まったくの手探りで、編集者に渡すまでさらに1年かかりました。「新潮」に巻頭で掲載してもらい、ほとんどの新聞時評でとりあげられるという、破格

のデビューをさせてもらったと思っています。

小説は主題と方法のふたつがそろわなければいけないんですが、この小説はまだ強引にテーマだけで押しまくっているんですね。でもいまいちばん悩んでいるのは、書く技術が、うまくなって、方法論だけが先行して、ほんとうに書きたいものがなくなってしまうことです。

小説はエッセイとは根本的に異なり、素材をあらかじめ拾い集めたからといって書けるものではないんですね。意識下にある感情や、自分でも気づいていない感覚、心理などをそれを総動員しなければならいんです。つづく苦悶な仕事を選んだものだと思います。

石に詠く魚

- '89年7月／築地本願寺ブレイゴストホール
- 8月／松本あがたの森小劇場
- 11月／築地本願寺ブレイゴストホール

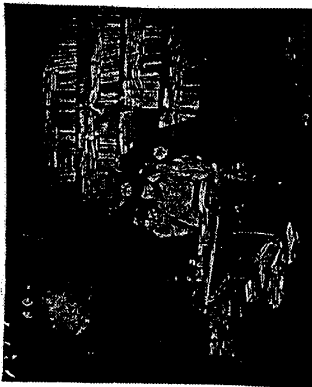
古本屋が舞台です。本棚の陰から中原中也や太宰治が登場人物となつて出てきて、古本屋の主人を、なぜあなたは死んだように生きているのかと責めて、最後、強引に首吊り自殺させてしまうという話です。

主人公には、同様していた女がス自殺したという過去があるんですけど、その死んだ女が、本を突き崩して「一緒に死にましょ」と全裸で出てくるんです。「一緒にイク、死ぬ」と、セックスのイメージで死の世界に誘い込むんです。だから全裸でなきや困るんだと役者を説得したんですけど、泣かれて、上半身裸と

いうことで妥協しました。スタッフ・キャストせんいんの古本を集めたんですけど、それじゃあせんいん足りなくて、神田の古本屋

街で買い手のない安い経済書を大量に買い込みました。

屏を卒塔婆にしたんですよ。それは劇場からもちつてきて、もちろん無断で笑。翌日の稽古では、首吊りのシーンで縄が切れて、主演男優が前巻を折つたり、大宰役の役者が非常階段から転がり落ちて、足を骨折するという盛りらしいものがありました。その役者には、松葉杖をつけて出してもらいました。幽霊だからかえつていいだろうって。



⑤ 『魚の祭』が史上最年少（二四歳）での岸田國士戯曲賞を受賞するまでの自己語り『水辺のゆりかご』

* 小学校時、いじめに遭う…『自分は選ばれた人間だと思っていた、選ばれている、そう確信していた。（略）自分のことを特別な存在だと思っていた。』

* 家庭環境：父は釘師、競馬狂。父が生活費を出さないで母は生活のためキャバレーにホステス勤め。子の前で裸で抱き合う親。三歳まで伯母に育てられ、愛への飢餓。暴力が常態。短絡的な喜怒哀楽の激しい親、伯母。父母の不和。子の前で首吊りする母。幼時の性的被害。

⑥ ことば

柳 私は韓国語を習おうという気になれない、むち打たれてもしやべれないけれども、いつかしゃべりだすんじゃないかなア。

李 どこかの飲み屋で偶然あつたときに、『イルチエ（日帝）』つて言っていた

柳 小さい頃、父と母は本音の時は韓国語。特に喧嘩のとき、感情むき出しにして韓国語をぶつけ合うとき、私がわからない言葉でぶつけ合っているの、韓国という世界は私という個人を結びつけるものは欠片もない暗闇だった。

李 それは二世、三世の共通体験。親同士のけんかを朝鮮語でやる、僕等はそういうのしり言葉から覚えていつている

李 日本語で書く場合、一世は祖国の独立や植民地時代や分断など時代を考え、家庭は二の次。二世は家庭を書き始めたが祖国の統一と絡めて考えてきた、三世のあなた方が家族の問題を書くという巡りになっている

参考 李恢成 作家案内

かつて朝鮮を植民地として統治した日本の言語を李恢成は「緊張したかかわりをもたらす言語」「外国語」であることを自覚した上で、小説の言語として引き受けざるをえなかった。日本語の風化にさらされながらも、民族的主体を失わぬ日本語作家として生き抜くこと、「朝鮮人でなければ創り出すことのできない言葉の存在」を志し、『たくわん』ならぬ『キムチ』の感覚を言葉の甕に貯え、その文体をめざすこと、日本人作家と同化することの峻拒と民族的なアイデンティティの証明。これが李恢成の日本語による在日朝鮮人文学の〈根拠〉であった。（北田幸恵）

* 「石に泳ぐ魚」におけるハングルの使用および日本語表現

この作家の作品はほとんど「私小説」といつてもいいような、自己およびその周囲が繰り返して描かれていて、家庭事情や来歴はどの作でも変わらず、虚構部分に変化はあるとしても、重複している。

◇柳は父母が日本に来て自分が生まれたのだから在日二世と称しているが、李恢成も言っているように年代的には三世といえる。自己語りの中でも、母方の元マラソンランナーだったというハンベ（祖父）が「アカ（共産主義者）」だったために危険を察知して日本に密航脱出したが結局逮捕され入獄。ハンメ（祖母）には夫との間に四人の子がいたが、日本で夫の出獄を待つ間に「情夫」を作つて子を捨て、失踪。出獄後ハンベは日本人を妻として子どもうけ、生活のため麻薬の売人をして金を儲け、土浦市にバチンコ店「旭御殿」を経営し羽振り好く暮らしたが、後に尾羽うち枯らしたらしい。

美里の母の兄妹は「旭御殿」で子どもの頃から無給で働かされたという。時には薩摩芋を盗んで飢えを凌いだこともあつたらしい。父との結婚は、見合いで、父はバチンコ店という財産目当てに母と結婚したが、「旭御殿」の薄給の従業員として使われただけ

で当てがはずれ、釘師の技術を身につけたことだけが得た財産だった。ハンベはいつしか韓国に帰ってしまった。

美里の両親は密航船で海を渡ってきた韓国生まれの人だった。父母の会話、とりわけ喧嘩のときは韓国語だった。

(例) パチンコ店に出勤せず競馬にのめりこんでいる父に店からかかってくる電話をとりつこうとした母に「父は立ちあがり様に卓袱台を引つ繰りかえし、電話線を鉄で切断してしまった。父は母の髪を握って、韓国語で罵声を浴びせながら母の頭を鏡に叩きつけた。何度も何度も。鏡は砕け、母の眼と耳から血の筋が流れた。母の口から悲鳴とともに搾り出される言葉も韓国語だった。母は鼓膜が破れ左耳がきこえなくなった。味噌汁を頭からかぶった弟と妹は赤ん坊のような弱々しい泣き声をあげたが、私はテレビの画面を眺めていた」その他の作にも同様の場面がある。

- ◆ 激しい韓国語が飛び交う家庭環境、学校では友だちのできない性格の上、高校一年で中退という教育歴の影響もあつてか、表現に日本語として馴染まない、不適切、また、文学的にも受容しきれぬ表現、比喩の使われているのが気になる。(漱石の言う年の不足も原因か)

◇ 釘師は高給取りだが競馬に注ぎ込んでしまい生活費を渡さないため、母は、自家製牛ムチを路上で売ったが、儲けが薄いので止め、五〇歳を過ぎていたが、豊胸手術をしてキャバレーのホステスになり、その客と「次々に肉体関係を結」び、妻子のある日本人男性と「半同棲」生活にはいる。この男性から母の入浴中に性的いやがらせ(耐えがたい経験だったとの感覚でかかかれてはいない)を受けたりもしている。夫の浮気を子に告げる母でもある。

- ◆ スキャンダラスな家庭環境ということもあるのだろう、自画像となつている人物が若いにもかかわらず、性的頹廢の様相が即物的、露骨に何か所にも書かれていて、それが制度破壊の新鮮さとはなっていない。また、時代的風俗として描かれているわけでもなく、情感を刺激されるよりも、不快感にとらわれる。露骨な性的描写が意志的になされていることにどれ程の意味があるか疑問。他の作にも言える。

*二世の李恢成と実質的三世(柳美里は李恢成の次男と同じ年齢)の柳美里における「ことば」にはかなり違いがある。一九三五年生まれの李は朝鮮語で話す両親の許で育つが、日本名、日本語で、「皇国少年」として敗戦時まで過ごさねばならなかった。そのことに疑問もなく、ひたすら「皇国少年」になることを心がけていた。敗戦は彼を変えた。話しも読みも書けもしなかつた朝鮮語を学び、朝鮮人であることの自覚から朝鮮人を取り戻し、自己の民族的アイデンティティを確立するために刻苦した。「家のなかの父は封建君主であり暴君だった。大声をたて、怒鳴りちらし、手をあげる父は南沫に羞恥心を起させた。それは朝鮮人に対する羞恥心となり、父への軽蔑となつていたが、また自分への冒瀆にもつながっていた。なぜなら、自分自身がその朝鮮人だった。」(『われら青春の途上にて』)その他にもみられるところだが、朝鮮を植民地として統治した日本の言語をおのが小説の言語として引き受けざるを得なかつた苦悩が、彼の作品にはある。

李恢成が家庭を描くとき、抑圧的な父との葛藤のなかで民族を確認していつていることである。自分は父のような人間にはなりたくない、新しい朝鮮人像を生きねばならぬという思いである。三世の柳美里の文学は李恢成のような民族的アイデンティティ確立への意識を看取するようには創られていない。父の暴力性に対してもいたたまれぬ羞恥心にはなっていない。頻出する性的描写の露骨さも、かつて日本自然主義文学者は我が身の官能や性欲を剔り描いた。柳美里ほどの露骨さではないが、それを描く心情を「皮剥ぎの苦痛」

と述べている。柳美里にそれはない。

⑦文学作品『石に泳ぐ魚』と『石に泳ぐ魚』

―表現の自由と人格権問題に触れて―

*最高裁で出版差し止めが確定した後、直ちに改訂版が出版された。東京新聞「大波小波」が早速とりあげ、「まるで自著であることを恥じるかのような白無垢の、ほとんど無装丁の書物」と書いているが、それは違う。自著であることを恥じてなぞいない。作者は強気である。判決に際しての談話「表現の自由を制限」で、

「史上初めて最高裁で小説の出版差し止めが認められたことは痛恨の極み。判決は作家個人の問題を超え、日本における文芸作品の可能性はもとより、表現の自由を著しく制限するもので、漸愧にたえません。」（『東京新聞』02・9・25）

と述べ、『朝日新聞』にも「柳さんは『困難な生をいかに生き抜くか』をテーマにしたと主張。顔の障害を背負った人間と心に障害を持った主人公との交流の物語だと説明していた。主人公は柳さん自身がモデル。」（9・25）とある。

改訂版出版は話題性によって宣伝効果抜群と踏んだ出版社の商業主義と作者の文学観および人間性がひとつになっているのもであろう。

*文学作品として

名作との評も多いが、私は高い評価をこの作品に与えない。以下は、法律問題としての観点を無視しての私見。この作の主題は、友人の顔の障害にあるのではなく、主人公自身の癒されない心の飢餓、換言すれば、世の中とか他者とかと折り合えない居場所のなさの苦悩にあるだろう。李恢成や金石範、李良枝その他世代を異にする「在日」作家たちとは根本的に相違してはいるものの、日本、韓国どちらにも帰属できない苛立ちからの脱出をセックスがはたしてくれらると思っているのだろうか。柳美里の作品の主人公は、いとも容易に複数の男性と関わる。この作ではまず演出家と、やがて演出家との関係を持続しながらカメラマンとも関わるというのは、自分を押し出して貫く為の手だてだったのかと思ってしまうほどだ。作品では、安らぎを得られるただ一人が柿の木のあるぼろ屋で世捨て人のように死を待っている老人だけ、となっている。果たしてこの主題に顔に障害を持つ朴里花をこのようにして登場させる必要があったのだろうか。

前掲のQAで動物や昆虫に厭悪感を表明しているが、モデルとされた女性里花の顔のキズを、もし手術したら「豊胸手術に失敗した乳房みたいになる」とか、形容に事欠いた「蛙鱗」「太った蛆虫」「蛸の吸盤」「水死体」その他がなされている。さらに、裁判は大変か、の質問に、「えんえんとつづく自分とは無関係な儀式につき合わされているんじゃないか」という気になってしまっても述べていて、これでは、モデルにされた女性の苦しみに対して全く他者の立場にいるとしか考えられず、共に「困難な生をいかに生き抜くか」を描いているとは言えない。苦悩を共有しているとは考えられず、残酷である。

激しく生を求めながら拒まれていく作者の魂の痛みの凄まじさが描かれた名作の評があるが、柳美里は文学の貧困な現代の寵児としてもてはやされ、三四歳にして文庫本も含めると二〇冊以上の著書を持つ恵まれた作家だ。書店の店頭には一〇〇万部突破と麗々しくポスターが何枚も吊され、張られ、購買欲をそそる視線がまつさきに注がれる最も適した場所に平積みされるような、超売れっ子作家である。テレビ出演も頻繁で小説に書かれているその通りの家庭や家族、生活についても臆することなく語っている。

彼女の発言に、「あるがまま、がいいが、それでやっていると「そのうち必ず」あるが

まま、ではいられない状態になってしまうんですよ、裁判を起こされたりして」とある。モデルにされた女性への同情、心の痛み、傷つけたことへのすまなさを、この発言からは読みとれない。べつのところ、**「わたしは、なにひとつ救いがない。絶望的な状況で生きてみせる、生を選択することのなかにしか希望は存在しないと思っているんです」**とも言っている。モデルにされた女性の**「絶望的な状況」**には心が向けられていない。

プライバシーと人格権、名誉権との法的解釈を云々する資格は私にはない。被害を受けた体験を持つ私の立場から言えば、モデルの女性里花の描写はあまりにもひどい。その人を知らぬ一読者としても読むに耐えない。しかも、平然とモデルの存在することを明言していたのだから、当人にとっては大勢の人の前に見せ物的にさらされた屈辱と苦痛への哀切な怒りを真正面から対等の土俵で抗弁できる手だてはない。たとえ、それが可能であったとしても、それをする**ことはさらに苦悩が倍加されることにしかならない。一方的な暴力であろう。**

自ら顔面に痣をもつ石井政之という人がこの裁判を傍聴した上で書いている。顔にアザやキズのある人間にとって、他者からの視線は凶器になり、不特定多数の人にその症状をさらされることは恐怖である。普通の人のような匿名性をもたないために社会的弱者なのだ（『東京新聞』夕 10.24）。

心にトラウマを抱えた人、回復し難いキズを負っている人間は数知れない。だが、内面化されていることで、そのことが直接的に常に他者の物見高い視線の刃で剔られることはない。外表的であることの辛さへの思いやりこそ文学の力であるはずだ。

参考 広津和郎 (1891-1988) の『さまよえる琉球人』(1968.3 『中央公論』)

〈作品の梗概〉

友人の紹介状を持ってコンロを売りに来た「琉球人」(注 当時の呼称)に好意を抱き、買うとその後なれなれしく頻繁にやってくるようになり、「自分」の人の好きにつけこんだ不実を働くようになる。だが、内地資本家の悪辣な搾取によって悲惨な生活を強いられている「琉球」の実態を聞かされると義憤を感じ、同情する。間もなく、彼が連れてきて入り浸るようになった別の「琉球人」が入手困難の大切な本を返さなかつたり、その他さまざまひどいことをされてしまう。

☆体験を作品化した私小説的作だが、広津の人柄からこの二人の沖縄県人の描き方には少しの悪意もなく、むしろ読み手がなせ怒らないのか、なぜ出入りを断らないのかと、苛立つのに、主人公は「作者は「若し自分がさういふ圧迫せられる位置にあつたらやつぱり圧迫者に対して信頼や道徳を守る気になれないかも知れない。我々には解らない一つの心持が琉球人に出来たとしても、どうも無理でない気がする」と思っているのである。

★事件化―「沖縄青年同盟からの抗議書」

この作品は、琉球人は搾取されていて貧しいから不徳義、破廉恥に鈍感で信用がおけないという印象を与えかねない。適切な処置をとつて欲しい、との抗議書。

*広津のとつた処置(釈明、謝罪。そして処置)

抗議書の指摘・批判を全面的に受容し、沖縄の人に迷惑をかけることになるとは予想もし得なかつたことは、慙愧の念に耐えないと広津は思い、詫びた。

広津は次の一節を持つ釈明文を書き、自分の不明を詫び、この作品を自ら抹殺し、以後、いかなる著作集にも入れないことを約束し、それを実行した。

自分が「さまよえる琉球人」の中で、沖縄県といふものに対して持った同情とか厚意とか云ふものが、如何に第三者的な、生温い、身には痛痒を感じない人間が、遠く

から他人の痛みに同情してゐるといふだけの薄つぺらなものであつた事を恥かしく思ひます。

注 当時、日本内地で沖縄人が職を得ようとしても、工場では「朝鮮人、沖縄人お断り」の札が貼られていたという。そのような人権意識についてのレベルだった。

* 判決直後出版の本は「改訂版」というより、里花の顔の痣についての激烈な表現部分を削除し、日本に留学するその専攻を陶芸から彫刻に変えただけの、作者自身が言っていたように削除版なのだ。

表紙中央部に大きく銘打たれた「幻の処女作」『石に泳ぐ魚』は一人の将来性をもつ人間を苦悩の淵に追い落とすような犠牲を取っておかしてまでも書かれなければならなかった、古典的価値ある作品とはたしていえるだろうか。

⑥文学、小説とは。

平凡なテーマを平凡に書きあらわして、読む人の心が打たれ、そしてよく生きたいと願う、その思索を促す、あるいは情感を磨く作品が勝れた文学、小説といえるのではないだろうか。そのためには、一句を紡ぎだすために、辛酸の汗が飛び散っていることが感じられるものでなければならない。

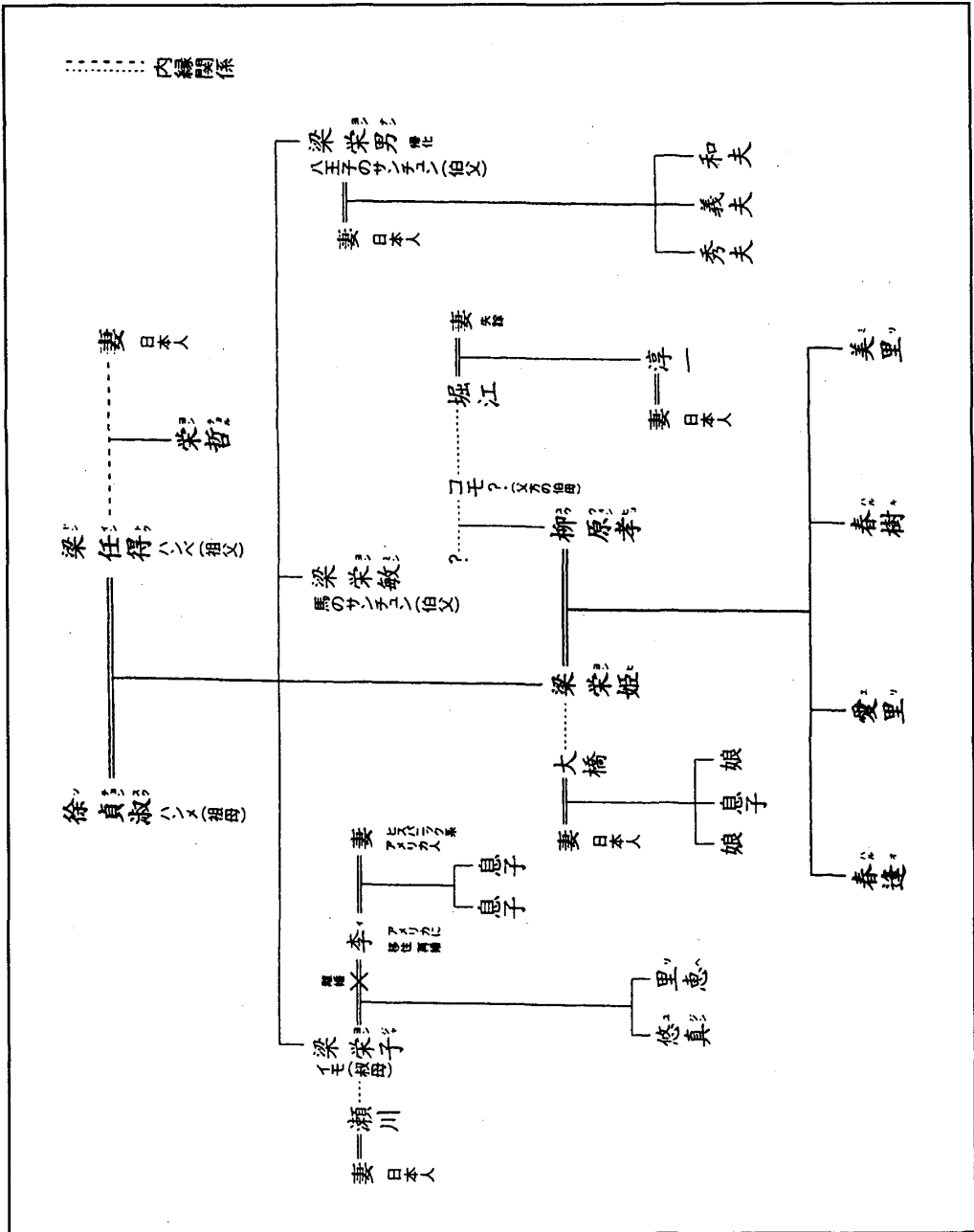
* 『晴子情歌』を書いた高村薫のことは

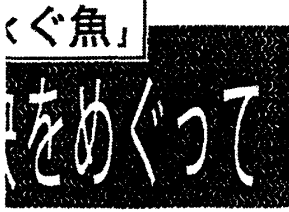
五〇歳近くになって二一世紀を迎える変わり目を目前にして阪神大震災を経験。この経験を自分の文学の転機と考えた高村薫は、「小説家としてそれを具体的な作品にするのは一朝一夕にできることはありません。」「今回、五年をかけて女を書いて痛切に感じたのは、女は男のように単純には行動しないし考えない。ひじょうに複雑だということでした。この複雑なものを複雑なまま語ることができる日本語。それを今回、わたくしはつくりたかったのです。いま、日本には、複雑なものを複雑なまま語ることができるような強度を持った日本語がありません。だから、本来は複雑なものが、どんどん単純化しないと語れないほど、日本語がうすつぺらになつていく。」「事件がなく、形がない、あいまいであつたり複雑であつたりするものを書き表す日本語が、二一世紀、危機に瀕していると思えて仕方ありません。」「現在の無邪気な右傾化の背景には、このような言葉の単純化があると思います。わたくしは物書きとして、言葉の単純化には徹底的に戦う義務があると考えています。」（『現代』02：8より）

● 柳美里が優れた文学者として古典的作品を残せるような作家になるためには、素材の奇抜さ、露出的話題性に依拠せず、量産を避けて、一作に五年もかける覚悟を固めてほしいと願わずにいられない。

そのためには、広津のような相手の立場をおもいやる温かい心、漱石がいう、自分の自己本位が大切ならば、相手の自己本位も大切にしよう。血の通う合う温かい心をどうしたら持てるかを問題視しなければならない、ということをお心に刻まなければならないと思う。さらに高村のことはにもある、複雑な女、女の複雑さをどのように描くかが課題になるだろう。

△ 日地谷 キルシュネライト（ベルリン自由大学教授、ヨーロッパ圏随一の日本文学研究家）日本文学はすべてが私小説―なせなら日本人には覗き見の志向・趣向があるから





今回の東京高裁の判決も、第一審判決同様、柳美里氏による「石に泳ぐ魚」などの作品が作風の手帳とされた女性のプライバシーを侵害し、名誉を毀損し、名誉感情を侵害するとして柳氏側に損害賠償を命ずるとともに、出版の差し止めを認める判断を示した。判決を眺んでまず気がなったのは、事柄が「作家の小説表現の自由とモデルの名誉・プライバシーなどの人権との衝突」という課題であるにもかかわらず、判決はもっぱらモデル側の人権の観点からのみ一方的、一面的にアプローチしているように見えることだ。

疑問残る出版差し止め

「表現の自由」に配慮欠く



田島 泰彦

とてんと出ている。裁判の性格や争点を考えれば、これは驚きでさえある。モデルとされた女性の救済という結論が先にあり、すべての議論をその正反対にさせている判決は、むしろ逆ではないか。

判決の最大の課題は、小説の出版差し止めを命じる判断を示した点である。出版しない旨の当事者の合意を理由に差し止めを認めない一審判決の判断を過

性の有無の判断が十分な説得力をもっているか疑問だ。ここからは、創作活動や表現の自由に対する配慮の跡を見出すのは難しいからである。そもそも小説という創作表現に差し止めのような強制的な制限を課し、読者の判断・評価の機会を奪うことは、やはり原則として避けるべきではないだろうか。

表現の自由への配慮の欠如は、プライバシーと名誉毀損の間に異論があらう。秘匿性が前提となるプライバシーとは異なる法益が採られてもよかつたのではないか。また、公権力の発動という公共の意味合いを考慮し、読者の感情が「プライバシー」の保護対象となる「私生活」上の事案「に含まれるか」とも疑問が残る。

名譽毀損判断の点でも、「林里花」の父親がスパイ容疑を被せられた事実について、モデルとなつた女性の父親が現にそうした経歴をもち、叙述は真実であるにもかかわらず公共性や公益性がないと断じ、免責を簡単に退けているのは納得できない。また、被控訴人が新興宗教に入信し、作品中の主人公に金銭を無心した旨の叙述が名誉を毀損すると判断したが、新興宗教への入信や寄付の無心がなせ直ちに社会的評価の低下をもたらすのか疑問なしとなし。

い。ところが、表現の自由の価値や重要性を一方で踏まえ、名誉やプライバシーなどの微妙な調整を採求するところの微妙な判断にはまったく見受けられないのである。現に、判決でも積極的な表現の自由論がどこも展開されていないだけでなく、「表現の自由」という言葉すら

け、東京高裁は人格権を理由に差し止めを許容することにも、差し止めは侵害行為によつて受ける被害者側の不利益と差し止めによつて受ける侵害者側の不利益を比較衡量して決めるべきである」と明示した。そして、本件モデルの女性は公的存在でもなく、本件小説の表現内容は

いうセンシティブな事柄を含んでいる。判決も認めているようにモデルとなった女性の名誉感情の著しい侵害をほしめ「人間存在」に関わる問題をほらんでいいるのは確かであり、本件の結論の評価については真摯な判断が求められる。だが、判決が示す差し止めの根拠や基準、公共

判断などにも類える。判決は、女性をモデルとした登場人物「林里花」の父親の逮捕歴や本人の頃の隠婚などに関する叙述をプライバシー侵害と判断しているが、秘匿が難しい外観に関する事柄をプライバシーとして保護対象に構成しうるかについて、柳氏側も主張している。

今回の判決を眺んで痛感したのは、小説という創作的・創作的営みにできる限り多くの表現の自由を確保する必要がある。こうした活動が多くなるとも事業報道の場面より制限を受けざるべきではないとすれば、たゞは報道における児童法理を表現者によりゆきわしい形に變形・緩和して適用し、免責の余地を広げる、差し止めは原則的に回避する、作品全体の芸術性を考慮し権利保護の取立を限定し、謙抑的に判断するなど、表現の自由拡大の工夫や方向が採られるべき、やすむ「上野大生教授・憲法、メディア法」

発言席

くない。事は、私たちの社会の表現の自由のあり方に深くかかわっているからだ。これらを考えると、最高裁の踏み込んだ判断が求められたはずだったが、

最高裁は独自の判断を加えることとなく、原審の判断を丸ごと追認し、法の番人としての役割を果たさなかった。最高裁の見識を疑わざるをえない。

また、最高裁は原審の判断が表現の自由を保障した憲法21条に違反しないことを、差し止めの認められた北方ジャーナル事件判決などの過去の判例を引き、説明している。だが、持ち出された事例はいずれも事実の報道が問題になり、名誉棄損にかかわる事案である。これらが、小説での描写が問われ、フライパンという名誉とは異なる法益の侵害が重要な要素を占める今回の事案の先例にどうしてなりうるのか、疑問が残る。

最高裁が依拠した高裁判決は、差し止めの根拠を広漠とした人格権一般に求め、事案ごと



柳美里さん判決に異議あり

上智大学教授(憲法・メディア法専攻)・田島泰彦

に利益衡量で判断するという基準を設け、事実報道の物差しである公人や公共の利益概念を小説表現の特性に考慮を払わずそのまま持ち込むなどにより、差し止めを過度に広く是認した。最高裁に期待されたのは、表現の自由への配慮を欠く原審の判断に厳格な審査を加え、「人権」の価値をしっかりと受け止めて、差し止めという表現抑圧的な制裁を原則として回避し、小説表現の自由を十分配慮した法理を探求し、提示することではなかったか。

問題の「石に泳ぐ魚」は文芸誌「新潮」に発表され、これを単行本などで出版することへの差し止めの是非が争われてきたのだが、最高裁判決を受け、国会図書館は雑誌の作品個所の閲覧を禁止する決定をした。判決が差し止めたのはあくまでも新潮版の出版等の新たな公表行為であり、雑誌の閲覧などはもとより対象に含まれていない。また、モデル女性側が求めた判決の趣旨徹底を目的とする図書館

あて通知書の送付請求は1審で退けられ、確定している。これらの事情からも、今回の措置は明らかに過剰反応である。「知的自由」の担い手であるべき図書館が「知の抹殺」に手を貸す、重大な過ちである。このような措置が、他の図書館にも広がってしまう事態を憂える。

新潮社と柳さんが「石に泳ぐ魚」の改訂版を出版すると発表したのに対し、モデル女性側弁護士は出版の自棄を求めた。仮処分段階で提出された改訂版について、1審の東京地裁はモデルとの同定は困難としてモデル側の差し止め請求を退け、これが確定した。ここからも、自棄要請は根拠が薄弱で、抑圧的な要求である。先月末出版の改訂版に対し、新たな訴訟が提起されることを恐れる。

作品の是非は裁判所や図書館による強制的禁圧でもなく、弁護団が求める社会的抹殺でもなく、あくまでも読者の判断に委ねよ、と強く訴えたい。

(毎週日曜日に掲載)

文化

九月二十四日 豊橋新聞
三小産婦の傍聴と「匿名性」の訴え
の訴えを聞いて、裁判官は「匿名性」を認め、被告の氏名を隠して判決を出した。匿名性とは、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

この裁判を一九九五年から傍聴してきた。傍聴中に何度か泣いた。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

「プライバシーのありか」とは 柳美里さん「石に泳ぐ魚」訴訟を考える

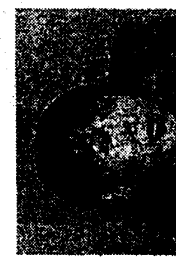


石井 政之

「匿名性」とは、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

『匿名性』もてぬ顔の病状 他人の視線さえ『凶器』に



匿名性の病状を写し、記者会見で傍聴記者の顔を見つめた、東京・豊橋の傍聴記者たち

匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

匿名性もてぬ顔の病状 他人の視線さえ『凶器』に

匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。

2002年(平成14年)
10月24日(木)
東京新聞 夕刊

匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。匿名性は、被告の氏名を隠して判決を出すことである。



最近の最高裁判決

判例 平成14年09月24日 第三小法廷判決 平成13年(オ)第852号 損害賠償等請求事件

要旨:

名誉等の侵害に基づく小説の出版等の差止めを認めたことが憲法21条1項に違反しないとされた事例

内容:

件名 損害賠償等請求事件 (最高裁判所 平成13年(オ)第852号 平成14年09月24日 第三小法廷判決 棄却)

原審 東京高等裁判所 (平成11年(ネ)第3989号)

主 文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人富永越夫、同喜田村洋一、同森川文人、同和田千代の上告理由について

1 本件は、上告人A(以下「上告人A」という。)が執筆した小説(「石に泳ぐ魚」)の発行等によって名誉を毀損され、プライバシー及び名誉感情を侵害されたとする被上告人が、上告人Aらに対して慰謝料の支払を求めるとともに、上告人A及び同小説の韓国版の出版についての権限を有する上告人B(以下「上告人B」という。)に対し、同小説の出版等の差止めを求めるなどしている事案である。原審が適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、昭和44年に東京都で生まれた韓国籍の女性であり、同55年以降韓国に居住してきたが、韓国ソウル市内のC大学を卒業した後の平成5年に来日し、D大学の大学院に在籍していた。被上告人は、幼少時に血管奇形に属する静脈性血管腫に罹患し、幼少時からの多数回にわたる手術にもかかわらず完治の見込みはなく、その血管奇形が外ぼうに現れている。また、被上告人の父は、日本国内の大学の国際政治学の教授であったが、昭和49年に講演先の韓国においてスパイ容疑で逮捕され、同53年まで投獄された。

上告人Aは、昭和43年生まれの名作家、小説家であり、平成9年には芥川賞を受賞するなどしている。

被上告人と上告人Aは、平成4年8月に上告人Aが訪韓した際に知り合い、交友関係を持つようになり、上告人Aが日本に帰国した後も手紙等のやり取りをしていた。

(2) 上告人Aは、「石に泳ぐ魚」と題する小説(以下「本件小説」という。)を執筆し、これを、原審控訴人株式会社新潮社(以下「新潮社」という。)が発行する雑誌「新潮」平成6年9月号において公表した。本件小説には、被上告人をモデルとする「朴里花」なる人物が全編にわたって登場する。本件小説中の「朴里花」は、小学校5年生まで日本に居住していた日本生まれの韓国籍の女性で、被上告人が卒業した韓国ソウル市内のC大学を卒業し、被上告人が在籍しているD大学の大学院に在籍して被上告人の専攻と同一の学科を専攻しており、その顔面に完治の見込みのない腫瘍がある。また、「朴里花」の父は、日本国内の大学の国際政治学の教授をしていたが、講演先の韓国でスパイ容疑により逮捕された経歴を持っていることなど、「朴里花」には被上告人と一致する特徴等が与えられている。一方で、本件小説中において、「朴里花」が高額の寄附を募る問題のあるかのような団体として記載されている新興宗教に入信したとの虚構の事実が述べられている。さらに、本件小説中において、「朴里花」の顔面の腫瘍につき、通常人が嫌う生物や原形を残さない水死体の顔などに例えて描写するなど、異様なもの、悲劇的なもの、気味の悪いものなどと受け取られるか烈な表現がされている。

さらに、上告人Aは、本件訴訟1審係属中に、本件小説の登場人物「朴里花」のモデルとなった顔面に腫瘍のある女性が存在し、同人と裁判になっていることなどを記述した「表現のエチカ」と題する文章を執筆し、新潮社発行の雑誌「新潮」平成7年12月号において公表し、また、同文章

は、同8年12月に株式会社角川春樹事務所発行の単行本「窓のある書店から」に転載された。

(3) 被上告人は、上記「新潮」平成6年9月号において本件小説が公表されたことを知ってこれを読むまで、上告人Aが被上告人をモデルとした人物が登場する本件小説を執筆していたことを知らず、また、本件小説の公表を知った後も、上告人Aに対し、本件小説の公表を承諾したことはなかった。

被上告人は、本件小説を読み、本件小説に登場する「朴里花」が自分をモデルとしていることを知るとともに、上告人Aを信頼して話した私的な事柄が本件小説中に多く記述されていること等に激しい憤りを感じ、これにより、自分がこれまでの人生で形成してきた人格がすべて否定されたような衝撃を覚え、さらに、「表現のエチカ」が公表されたことにより、精神的な苦痛が増大し、平成9年には在籍していた大学院を休学するに至った。

(4) 上告人Bは、上告人Aの代理人として、本件小説の韓国版の出版等を行う権限を有する者である。

2 以上の事実関係の下で、原審は、次のとおり判断し、上告人A及び新潮社らに対して100万円の慰謝料及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を、これとは別に、上告人Aに対して30万円の慰謝料及びこれに対する遅延損害金の支払を命じ、また、上告人ら及び新潮社に対し、本件小説の出版等の差止めを命じるべきものとした。

(1) 本件小説中の「朴里花」と被上告人とは容易に同定可能であり、本件小説及び「表現のエチカ」の公表により、被上告人の名誉が毀損され、プライバシー及び名誉感情が侵害されたものと認められる。

(2) 被上告人は、本件小説及び「表現のエチカ」の公表により精神的苦痛を被ったものと認められ、その賠償額は、本件小説の公表につき、1審判決が肯認し、被上告人が不服を申し立てていない金額である100万円を下回るものではなく、また、「表現のエチカ」の公表につき、同じく、1審判決が肯認し、被上告人が不服を申し立てていない金額である30万円を下回るものではないと認められる。被上告人に対し、上告人A及び新潮社らは、連帯して100万円及びこれに対する遅延損害金の、更に上告人Aは、30万円及びこれに対する遅延損害金の支払義務がある。

(3) 人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである。

被上告人は、大学院生にすぎず公的立場にある者ではなく、また、本件小説において問題とされている表現内容は、公共の利害に関する事項でもない。さらに、本件小説の出版等がされれば、被上告人の精神的苦痛が倍加され、被上告人が平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるおそれがある。そして、本件小説を読む者が新たに加わることに、被上告人の精神的苦痛が増加し、被上告人の平穏な日常生活が害される可能性も増大するもので、出版等による公表を差し止める必要性は極めて大きい。

以上によれば、被上告人の上告人ら及び新潮社に対する本件小説の出版等の差止め請求は肯認されるべきである。

3 原審の確定した事実関係の下において、原審の上記各判断がいずれも憲法21条1項に違反するものでないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和41年(あ)第2472号同44年6月25日大法廷判決・刑集23巻7号975頁、最高裁昭和56年(オ)第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁)の趣旨に照らして明らかである。所論のその余の違憲の主張は、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものにすぎない。論旨はいずれも採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 上田豊三 裁判官 金谷利廣 裁判官 奥田昌道 裁判官 濱田邦夫)